

# 森林法の開発許可制度について

令和6年 4月作成

兵庫県 農林水産部 治山課

# 目 次

I	法令等	1
1	法令（森林法等）	2
2	通知（林野庁関係）	5
3	森林における開発行為の許可、保安林の指定等の 手続を定める規則（兵庫県）	42
4	森林における開発行為の許可、保安林の指定等の 手続を定める規則（兵庫県）様式	45
II	森林法による開発許可事務取扱要綱等	50
1	森林法による開発許可事務取扱要綱（兵庫県）	51
2	設計図の作成要領	56
3	設計説明書及び面積等内訳書	60
4	事業計画書	63
5	許可書、届出書等の様式	110
III	関係要綱・要領等	128
1	林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の 手続に関する要綱・要領関係	129
2	ゴルフ場開発に係る審査指針について	139
3	太陽光発電施設の設置に係る 林地開発許可の取扱いについて	140
IV	土石採取等遵守基準関係	142
1	環境の保全と創造に関する条例（抜粋）	143
2	土石採取等遵守基準	144
V	森林法の開発許可申請手数料関係	147
1	開発許可申請手数料について	148
2	使用料及び手数料徴収条例（抜粋）	149

# I 法令等

# 森 林 法 （抄）

〔昭和26年 6月26日  
法律 第249号〕

〔最終改正〕 令和5年6月16日法律第63号

## （開発行為の許可）

第10条の2 地域森林計画の対象となっている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、この限りではない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
  - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
  - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
  - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
  - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
  - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

## （監督処分）

第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

**(適用除外)**

第10条の4 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するもののその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

附則（昭和49年5月1日法律第39号）

**(開発行為に係る経過規定)**

第5条 この法律の施行の際現に開発行為（新法第10条の2第1項の開発行為をいう。以下同じ。）を行っている者は、当該開発行為について同項の許可を受けたものとみなす。

附則（平成3年4月26日法律第38号）

**(施行期日)**

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**(森林法の一部改正に伴う経過措置)**

第5条 この法律の施行前に旧森林法第10条の2第1項の規定によりされた許可は、新森林法第10条の2第1項の規定によりされた許可とみなす。

## 森林法施行令（抄）

〔昭和26年 7月31日〕  
政令 第276号

〔最終改正〕令和4年9月22日政令第313号

### （開発行為の規模）

第2条の3 法第10条の2第1項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為

当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル

二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為

当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール

三 前二号に掲げる行為以外の行為

当該行為に係る土地の面積1ヘクタール

## 森林法施行規則（抄）

〔昭和26年 8月 1日〕  
農林省令 第54号

〔最終改正〕令和5年12月28日

農林水産省令第64号

### （開発行為の許可の申請）

第4条 法第10条の2第1項の許可を受けようとする者は、申請書に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 開発行為に関する計画書

二 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類

三 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条の独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

## 開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて（抄）

〔平成14年 3月29日 13林整治第2396号〕  
農林水産事務次官から各都道府県知事あて

（最終改正）令和4年11月15日付け4林整治第1187号

別紙

### 開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて

#### 第1 開発行為の許可対象（森林法第10条の2第1項関係事項）

##### 1 対象となる森林

開発行為の許可制の対象となる森林は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林（公有林を含む。）であるが、このうち法第25条又は法第25条の2の規定により指定された保安林並びに法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は対象外とされている。

##### 2 対象となる開発行為

都道府県知事の許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である。「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）第2条の3において、「法第10条の2第1項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。」と定められ、同条各号において、開発行為の目的別に規模が定められているが、これは、開発行為の目的に応じて、森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常の管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。

(1) 同条各号の「土地の面積」は、開発行為の許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であって、同条第1号の「道路の新設又は改築」にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。

なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又は開発行為の許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まれない。

(2) 同条第1号の「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」には、一体とした開発行為のうちに道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更は含まない。

(3) 同条第1号の「路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分を行い、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。

(4) 同条第2号の「太陽光発電設備の設置を目的とする行為」は、太陽光を電気に変換する設備の設置を目的とするものであって、当該設備に付帯する設備の設置を目的とするものを含む。

(5) 地域森林計画においては、法第5条第2項第11号の「森林の土地の保全に関する事項」を定めることとされており、法第8条において地域森林計画に従って森林の土地の使用又は収益をすることを旨としなければならないとされていることから、開発行為の許可を要しないものについても地域森林計画に従い森林の土地の保全に留意した適正な利用が確保されるよう周知するものとする。

##### 3 対象となる開発行為の一体性

開発行為の規模は、開発行為の許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体性を有するものの規模をいい、総合的に判断する。

#### 4 対象外の開発行為

- (1) 「国又は地方公共団体が行なう場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第10条の2第1項第1号）。

国及び地方公共団体（国又は地方公共団体とみなされる法人を含む。）の行う開発行為が許可制の適用対象外とされている理由は、制度運用の当事者又は行政組織を通じ制度趣旨等が貫徹されるためである。

なお、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）附則第12条第1項第1号又は第2号の業務（同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第10条の2第1項第1号の国又は地方公共団体とみなされる。

- (2) 「火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第10条の2第1項第2号）。

これは、いわば緊急避難的な必要性に対応するものとして定められたものである。伐採及び伐採後の造林の届出制及び保安林制度のように事後届出制が定められていないのは、政令で定められた規模を超えて非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、都道府県において当然知り得ると考えられるからであるが、必要な応急措置として行われた後において法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生をみることにないように適切な事後措置がとられるように周知することが望ましい。

- (3) 「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第10条の2第1項第3号）。

この事業は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）第5条に定められたとおりである。

- (4) (1)及び(3)の場合であっても法第10条の2第2項及び第3項の規定の趣旨に沿って開発行為が行われなければならない。

国及び国とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、本制度の趣旨に即して行われるよう、あらかじめ都道府県知事と連絡調整するものとする。

都道府県が開発行為を行うに当たっては、都道府県の林務部局と事業実施担当部局との間で連絡調整を密接に行うものとする。

都道府県以外の地方公共団体及び当該地方公共団体とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をするよう周知するとともに、許可基準の内容等を提示し、それらが事業主体となる事案については、民間事業体の模範となるよう、許可基準に則った適正な事業実施計画とすることについて連絡調整を密接に行うものとする。

また、規則第5条の事業を実施しようとするときにあつても、当該事業を実施しようとする者が、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をするものとする。

## 第2 開発行為の許可基準等（森林法第10条の2第2項及び第3項関係事項）

### 1 開発行為の許可基準

- (1) 法第10条の2第2項において「都道府県知事は、法第10条の2第1項の許可の申請があつた場合において、同条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」とこととされているが、これは同項各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り許可しないという趣旨である。

具体的には、次のような許可基準が定められている。

ア 「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」（法第10条の2第2項第1号）

これは、開発行為をする森林の植生、地形、地質、土壌、湧水の状態等から土地に関する災害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の

地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である  
「その他の災害」としては、土砂の流出又崩壊の原因となる洪水、いっ水のほか、飛砂、落石、なだれ等が考えられる。

「当該森林の周辺の地域」と規定されているが、周辺の地域に影響が及ぶことを防止する観点から、開発行為の実施地区内における防災措置についても、審査を行うことが望ましい。

イ 「当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること」（法第10条の2第2項第1号の2）

これは、開発行為をする森林の植生、地質及び土壌の状態並びに流域の地形、流域の土地利用の実態、流域の河川の状況、流域の過去の雨量、流域における過去の水害の発生状況等から水害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

ウ 「当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」（法第10条の2第2項第2号）

これは、開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林へ水利用を依存する程度等から水源かん養機能を把握し、貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源のかん養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。

エ 「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」（法第10条の2第3項第3号）

これは、開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無を判断する趣旨である。

(2) 法第10条の2第2項の許可基準の配慮規定として同条第3項において「前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない」旨規定されている。

これは、開発行為を許可基準に照らして審査する場合、災害の防止、水源のかん養及び環境の保全のそれぞれの公益的機能からみて行うことになっているが、これら森林の現に有する公益的機能を判断するに当たっては、これらの機能は、森林として利用されてきたことにより確保されてきたものであって、森林資源の整備充実を通じてより高度に発揮されることになることに留意すべきであるという趣旨である。

## 2 開発行為の許可に係る申請

規則第4条において、開発行為の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添え、都道府県知事に提出しなければならないとされているが、許可を受けた開発行為について計画変更を行う場合は、再度これと同様の手続を経ることが必要である。

## 3 開発行為に係る審査及び完了確認

(1) 都道府県知事は、開発行為の許可の申請があった場合には、原則として現地調査を行うことにより当該開発行為が与える影響を適確に審査するものとする。

(2) 都道府県知事は、許可した開発行為が申請書及び添付書類の記載内容並びに許可に付した条件に従って行われているか否かにつき開発行為の施行中において必要に応じ調査を行うとともに、その開発行為の施行後において速やかに完了確認を行うものとする。また、緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うことができる。

## 第3 許可に付する条件（森林法第10条の2第4項及び第5項関係事項）

法第10条の2第4項において「法第10条の2第1項の許可には、条件を附することができる」こととされているが、その内容は、法第10条の2第5項において「森林の現に有する公益的機能を維持するため

に必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない」と定められている。

条件として付する事項は具体的事案に即して判断されることとなるが、開発行為の施行中において防災等のため適切な措置をとること、当該開発行為を中止し又は廃止する場合に開発行為によって損なわれた森林の機能を回復するために必要な措置をとること、本制度の適正な施行を確保するために必要な事項を届け出ること等であり、許可に当たって具体的かつ明確に付するものとする。

#### 第4 都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見（森林法第10条の2第6項関係事項）

都道府県知事は、開発行為の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならないこととされているが、これは、開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすかの技術的、専門的判断を適正に行うとともに、地域住民の意向を十分に反映した適正な判断を行うためである。

#### 第5 監督処分（森林法第10条の3関係事項）

法第10条の3において「森林の有する公益的機能を維持するため必要があると認めるとき」に監督処分を行うことができることとされているが、これは、違反行為に起因して法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生を防止する趣旨であり、その必要性については、具体的事案に即して判断するものとする。

監督処分を行う必要があると認められる場合は、速やかに対処することが必要であり、また「復旧に必要な行為」とは原形に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものであり、復旧に必要な行為の命令に当たっては、命令の内容及び期間を具体的かつ明確に定めて行うものとする。

なお、復旧に必要な行為の命令については、行政代執行法（昭和23年第43号）による代執行ができる。

#### 第6 その他

- 1 本制度の運営に際しては、開発行為の施行に係る事業による土地利用が、地域における公的な各種土地利用計画に即した合理的なものである等地域の健全な発展に支障を及ぼすことのないものとなるように十分配慮することが望ましい。
- 2 開発行為の許可制の対象となる森林は、都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となる民有林（保安林等を除く。）であり、その対象面積は広大なものとなる一方、審査の観点も災害の防止等地域社会にとって極めて重要な事項に関するものであることから、事務の執行体制を整備するとともに、地域住民等関係者に対し、本制度について周知することが望ましい。
- 3 地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域（法第5条第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林における開発行為は、法第10条の2第2項各号に掲げる機能の発揮の観点からも、当該森林に期待される機能に応じ、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要な対策が措置されていることを確認することが望ましい。

## 開発行為の許可基準等の運用について（抄）

別紙

〔令和4年11月15日 4林整治第1188号  
林野庁長官から各都道府県知事あて〕

### 開発行為の許可基準等の運用について

「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」（平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官依命通知。以下「事務取扱」という。）の運用に当たって、開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次に掲げる第1から第6までの要件を満たすか否かにつき審査して行うほか、許可に伴う事務については次に掲げる第7から第11までに基づき適正かつ円滑に実施するものとする。

#### 第1 手続上の要件（規則第4条関係）

申請の手続については、森林法施行規則第4条（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）に基づく申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合していることを確認するものとする。

- 1 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

位置図、区域図及び計画書として必要な記載事項は、別記1のとおりとすること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて計画書として必要な事項を追加し又は不要な事項を省略することができるものとする。

- 2 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることが明らかであること。

「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。

- 3 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

- 4 申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。防災施設の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があることを確認するものとする。具体的な内容については、別記1によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。

また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認するものとする。

- (1) 防災施設の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。

(2) 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への  
関心表明書を提出させ、着手前に融資証明書を提出することを許可条件に付す。

- 5 「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」（昭和 37 年農林省告示第  
851 号。以下「様式告示」という。）の様式 1 中注意事項 3 において、「開発行為の施行体制  
の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、防災措置を講ずるために必要な能力がある  
ことを証する書類を添付すること」としているが、これは、開発行為の許可申請に当たって申  
請者と施行者が異なる場合に、施行者による防災措置の確実な実施を担保する観点から、防災  
措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を確認するためである。具体的な内  
容については、別記 1 によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加  
し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添  
付をもって代替できるものとする。

また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類  
を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力につい  
て記載した書類を提出させるとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについ  
て確約書を提出させ、許可条件に付す等の方法により確認するものとする。

- 6 別記 1 に掲げる書類のほか、開発行為の目的、態様等に応じて都道府県知事が必要と認める  
書類を添付するものとする。

## 第 2 災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関係）

### 1 土砂の移動量

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必  
要最小限度であることが明らかであること。

スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が  
比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は 1 ヘクタール当たりおおむね 1,000  
立方メートル以下とすること。なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土  
を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂  
の移動量を極力縮減するよう事業者に対し指導するものとする。

また、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ 18 ホール当たりおおむね 200 万立  
方メートル以下とすること。

### 2 切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び  
捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるとき  
はその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、  
必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかである  
こと。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工法等は、次によるものであること。

ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものである

こと。

ウ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。

エ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

(2) 切土は、次によるものであること。

ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。

イ 土砂の切土高が 10 メートルを超える場合には、原則として、高さ 5 メートルないし 10 メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じ排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

ウ 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

(3) 盛土は、次によるものであること。

ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

イ 一層の仕上がり厚は、30 センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

ウ 盛土高が 5 メートルを超える場合には、原則として 5 メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施行、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

(4) 捨土は、次によるものであること。

ア 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

イ 法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

### 3 法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が 2 によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でない認められる場合には、これ

に該当しない。

ア 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合ただし、硬岩盤である場合又は次の(ア)若しくは(イ)のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

(イ) 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、(ア)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(ア)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

表1

土 質	擁壁等を要しない 勾 配 の 上 限	擁壁等を要する 勾 配 の 下 限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

イ 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合  
(2) 擁壁の構造は、次によるものであること。

ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

オ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

#### 4 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

(1) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

(2) 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、3の(2)によるものであること。

## 5 土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

(1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

イ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。

(2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

(3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通達）によるものであること。

(4) 「災害が発生するおそれがある区域」については表2に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次のア及びイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表2に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。

ア 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

イ 土石流に関する区域については、土石流の発生危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表2

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法

山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

- (5) なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講じること。
- (6) 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について別記1の計画書に必要な事項を記載すること。

## 6 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

(1) 排水施設の断面は、次によるものであること。

ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の(ア)及び(イ)により、流量は原則としてマンシング式により求められていること。

(ア) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

$Q$  : 雨水流出量 (m<sup>3</sup>/sec)

$f$  : 流出係数

$r$  : 設計雨量強度 (mm/hour)

$A$  : 集水区域面積 (ha)

(イ) 前式の適用に当たっては、次によるものであること。

- a 流出係数は、表3を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壤等の条件によって決定されるものであるが、表3の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。
- b 設計雨量強度は、cによる単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいったん水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号という要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。
- c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表4を参考として用いられていること。

表 3

地 表 状 態 \ 区 分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林 地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5
草 地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6
耕 地	—	0.7~0.8	0.5~0.7
裸 地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9

表 4

流 域 面 積	単 位 時 間
50 ヘクタール以下	10 分
100 ヘクタール以下	20 分
500 ヘクタール以下	30 分

イ 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定めるものより一定程度大きく定められていること。

ウ 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

(2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。

ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

なお、「同意」については、他の排水施設を経由して河川等に排水を導き河川等の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあつては、関係する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨であり、その取得について審査する際には、都道府県と関係行政庁が別記2に基づき調整することとする。

## 7 洪水調節池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細

則は次に掲げるとおりとする。

(1) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする事ができる。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあって、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600立方メートル、それ以外のときには400立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

(2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上のものであること。

ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、都道府県ごとの状況も踏まえ、100年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

(3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

(4) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。

(5) 第3の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合、同時に森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第10条の2第2項第1号及び同項第1号の2のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。

## 8 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

## 9 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、6の(1)、7の(1)及び(2)によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨

量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

#### 10 仮設防災施設の設置等

開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

#### 11 防災施設の維持管理

開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるように土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

### 第3 水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号の2関係）

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとするほか、設置に当たっての計画例については別記3を参考とされたい。

1 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとするができる。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、第2の7の(1)によるものであること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第2の7の(1)によるものであること。

2 当該開発行為に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率を用いることができる。）で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

ただし、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。なお、「同意」については、下流における水害の発生するおそれの有無について、より専門的な知見を有する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨であり、その同意の取得について審査する際には、都道府県と関係行政庁が別記2に基づき調整することとする。

- 3 余水吐の能力は、第2の7の(2)によるものであること。
- 4 洪水調節の方式は、第2の7の(3)によるものであること。
- 5 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができること。
- 6 第2の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合には、法第10条の2第2項第1号及び同項第1号の2のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。
- 7 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、1によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができる。
- 8 開発行為の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
- 9 開発行為の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

#### 第4 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項(森林法第10条の2第2項第2号関係)

##### 1 貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

##### 2 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

#### 第5 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項(森林法第10条の2第2項第3号関係)

##### 1 森林又は緑地の残置又は造成

開発行為をしようとする森林の区域(開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。)に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地(以下「残置森林等」という。)の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

- (1) 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置されるよう事業者に対し指導するとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用する等その運用については厳正を期するものとする。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、別記4の「事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地」の割合によること。

また、残置森林等は、別記4の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、別記4に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、別記4に準じて適切に措置されていること。

- (2) 造成する森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表5を標準として均等に分布するよう植栽すること。

なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特性、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ1ヘクタール当たり500本～1ヘクタール当たり1,000本の範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

表5

樹 高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

- (3) 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

## 2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

## 3 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街

地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、開発行為の対象地（土捨場を含む）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査し指導すること。

#### 4 残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めること。

また、事業区域内に残置し又は造成した森林については、地域森林計画の対象とすることを原則とする。さらに、市町村に対しては、残置し又は造成した森林が市町村森林整備計画において適切な公益的機能別施業森林区域に設定されるよう指導するとともに、事業者に対しては、市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等について指導するものとする。また、残置し又は造成した森林の立地条件、保全上の特性等を踏まえ、必要に応じて保健保安林等の指定を進めるとともに、都市緑地部局、環境部局等の関係部局とも連携し、残置森林等の保全又は形成に資する関係制度の活用についても検討するものとする。

さらに、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、事業者から施設の増設等に係る開発許可の申請があった場合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないと認められるものに限って許可を行うものとする。

なお、別荘地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記するなどの指導を行うものとする。

### 第6 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可については、第1から第5までの各要件及び別記5に掲げる要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。

### 第7 開発行為の一体性

1 事務取扱第1の3に定められた開発行為の一体性に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。

#### (1) 実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

(2) 実施時期の一体性

時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

(3) 実施箇所の一体性

個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

- 2 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性の判断に当たっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報を活用すること。

## 第 8 開発行為に係る完了確認等

- 1 事務取扱第 2 の 3 に定められた「緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うことができる」について、緑化等の表土の侵食防止を目的とした措置は、植生が定着しないことが見込まれる場合には、緑化等の措置後、継続的に経過観察を行った上で完了確認を行うことができる。この場合、緑化等の措置後 1 年経過した時点の植生状態を植被率等により成績判定するとともに、その後少なくとも 1 年間の経過観察を行い、定着状況を確認した上で、完了確認を行うことが望ましい。

成績判定や経過観察の結果、植生が定着していないと判断される場合には、都道府県知事は必要に応じて事業者に対し再度緑化等の措置を指導すること。

- 2 上記のほか、防災施設の設置を先行させることとし、主要な防災施設が設置されてから都道府県が部分確認を行うまでの間は他の開発行為を行わないよう指導すること。

こうした防災施設の先行設置と効率的な施行を両立する観点から、防災施設の設置完了時の確認だけでなく、排水系統を同じくする流域を複数含むような大規模開発については小流域等の区域ごと、暗渠のような埋設する施設については視認できる期間中に部分確認するなど開発行為の施行状況に応じた部分確認や施行状況の定期報告について指導すること。

- 3 土石等の採掘等の一時的な転用を目的としている開発行為を除き、原則として完了確認したときをもって地域森林計画の対象森林から除外するものとする。

## 第 9 許可の条件（森林法第 10 条の 2 第 4 項及び第 5 項関係）

許可に当たって付す条件は、事務取扱第 3 によるほか、別記 6 の例により具体的案件に即したものとす。この条件は、法第 10 条の 2 第 5 項の趣旨を十分に踏まえたものとする。

## 第 10 関係市町村長の意見（森林法第 10 条の 2 第 6 項関係）

事務取扱第 4 の関係市町村長の意見については、関係市町村長が開発行為に対し具体的な意見を提出できるよう円滑に意見聴取できる仕組みを構築する観点から、意見聴取は、都道府県知事から申請書類等を関係市町村長に送付した上で、別記様式を参考に関係市町村長からの意見

を聴取し、当該意見への対応状況を申請者に提出させ、市町村長から法第10条の2第2項各号に関する具体的な懸念が表明されている場合等には必要に応じ、当該対応状況について都道府県又は申請者が関係市町村長へ説明することにより実施すること。

なお、関係市町村長への意見聴取に当たっては、当該市町村長が事業計画の内容を精査できるよう十分な期間を設けるよう配慮するものとする。

## 第11 その他

### 1 配慮事項

申請書の審査に当たっては、次に掲げる事項について確認すること。

#### (1) 開発行為に係る土地の面積の規模

開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められている場合には、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。

#### (2) 全体計画との関連

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

#### (3) 原状回復等の事後措置

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。

#### (4) 周辺の地域の森林施業への配慮

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。

#### (5) 周辺の地域における住民の生活及び産業活動への配慮

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされること。例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

### 2 関係行政庁との調整等

開発行為については他法令の許認可と並行して申請される場合があることを踏まえ、都道府県は、第1の3により他法令の申請状況を明らかにさせるとともに、これから申請者が許認可の申請等を行うことを把握した場合には、当該許認可を市町村が所管している場合には市町村の関係部局との間で情報共有を行うほか、国又は都道府県が所管している場合には都道府県の関係部局との間で情報共有を行うとともに、都道府県関係部局を通じ国の機関との間

で情報共有を行うものとする。このほか、行政事務の効率的な執行のため、都道府県は、別記2に基づき他の制度による許認可と調整すること。

また、第2の5の(4)に定める災害が発生するおそれがある区域が事業区域に含まれる場合には、都道府県は、当該区域において実施する措置の内容等について、上記に準じ関係行政庁との間で情報共有を行うこと。

## 別記 1

### 開発行為の許可の申請書に添付する書類について

規則第4条第1号に規定する開発行為に係る森林の位置図及び区域図、同条第2号に規定する開発行為に関する計画書、同条第6号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類並びに様式告示の様式1中注意事項3に記載する防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類として必要な事項は、以下のとおりとする。

#### 1 位置図

位置図は、開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

#### 2 区域図

区域図は、①開発行為をしようとする森林の区域及び開発行為に係る森林の土地の区域、②それらの区域を明示するために必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに③それらの区域に係る土地の地番及び形状を明示した縮尺5千分の1以上の図面とする。

#### 3 計画書

計画書の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称
- (2) 開発行為をしようとする森林の面積
- (3) 現況図（地形、林況、開発行為をしようとする森林の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面）
- (4) 流域現況図（流域の地形、土地利用の実態、河川の状況（河川的位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）等を示す図面）
- (5) 利用計画図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類毎の位置及び残置し又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面）
- (6) 法面の断面図（法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面）並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量
- (7) 防災施設等設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造を示す図面）及び設計根拠（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。）
- (8) 建築物等の概要図
- (9) 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理方法（残置し又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等との間における保全に関する協定等を添付すること。）

- (10) 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法
  - (11) 開発行為の施行工程（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。）
  - (12) 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要
  - (13) 防災施設の維持管理方法（開発完了後の維持管理方法についても記載すること。）
  - (14) その他参考となる事項
- 4 資力及び信用があることを証する書類
- 資力及び信用の確認に当たっては、次に掲げる申請者に関する書類を添付することとする。
- (1) 資金計画書（計画書に記載する場合は、計画書の提出をもって代えることができる。）
  - (2) 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）
  - (3) 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料
  - (4) 納税証明書
  - (5) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）
  - (6) 法人の登記事項証明書
  - (7) 定款（法人の場合）
  - (8) 住民票等（個人の場合）
- 5 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類
- 防災措置を講ずるために必要な能力の確認に当たっては、次に掲げる林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類を添付することとする。
- (1) 建設業法許可書（土木工事業）
  - (2) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）
  - (3) 預金残高証明書
  - (4) 納税証明書
  - (5) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）
  - (6) 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができる。）

## 別記 2

### 開発行為の許可と他の制度による許認可との調整等について

法第 10 条の 2 に規定する開発行為の許可（以下別記 2 において「開発許可」という。）と他の制度による許認可との調整等については、以下のとおり措置されるよう配慮されたい。

1 開発許可の運用は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による国立公園等の区域並びに自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域に係る許可の運用と十分連絡調整を図って行うこと。

2 開発許可と都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 8 条第 1 項又は都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 14 条第 1 項の規定による許可に当たっては、都道府県の林務部局と都市計画部局（都市計画法又は都市緑地法による許可権者が都道府県知事以外の者である場合にあっては、当該許可権者）とは、あらかじめ十分連絡調整をすること。

この場合において、都市計画法第 34 条第 10 号イに掲げる開発行為については、開発審査会に附議する前に速やかに調整を図るものとする。

また、都市緑地法第 8 条に規定する届出等と開発許可との適正な運用を期するため、都道府県の林務部局と都市計画部局とは、相互の連絡体制を整備するよう十分連絡調整すること。

3 法第 10 条の 3 の規定による処分と都市計画法第 81 条第 1 項の規定による処分に当たっては、相互に十分連絡調整をとって行うものとする。

4 開発許可の申請が、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 18 条若しくは第 20 条、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 8 条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 10 条又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 14 条の規定による処分に係る場合にあっては、これらの法律を所管する行政庁又は担当部局とあらかじめ十分連絡調整すること。

また、開発行為により洪水調節池等を設置し、河川に排水する場合にあっては、あらかじめ河川管理者と十分連絡調整すること。

5 法第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づく開発行為の許可を行おうとする場合においては、事前に十分な時間的余裕をもって関係河川管理者（指定区間については都道府県知事とする。）に通知し、同項第 1 号の 2 に係る要件について河川管理者（指定区間については都道府県知事とする。）との協議が整った後でなければ当該許可は行わないこと。

なお、この場合、国土交通省は、このことをもって開発許可手続きの遅延を招くことのないよう迅速な処理に努めるよう河川管理者を指導することとされているので念のため申し添える。

6 法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 に規定する「水害」には、土砂の流出又は崩壊に関連

するもの（特に土砂の流出又は崩壊に起因する洪水並びに土石流、泥流、地すべり、がけ崩れ、雪崩及びこれらに伴う洪水により生ずる災害）が含まれないこと、同号が創設されたことによって、「当該開発行為をする森林」及び「当該機能に依存する地域」における河川局所管事業の実施及び砂防指定地、地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域の指定が何ら影響されることはないこと、並びに同号が創設されたことによって、地すべり等防止法第 51 条第 1 項第 2 号に規定する「保安林に準ずべき森林」の範囲が従来と何ら変わるものでないこと。

- 7 都市計画法に基づく都市計画事業として行う開発行為及び土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理事業として行う開発行為について、都市計画法第 59 条第 4 項並びに土地区画整理法第 4 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定による認可を行うに当たっては、都道府県の都市計画部局はあらかじめ林務部局と十分連絡調整を行うこととすること。
- 8 開発許可の申請に係る事業の計画区域内に農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条又は第 5 条の規定により転用が制限される土地が含まれる場合には、開発許可又は転用許可に関する処分に当たって、都道府県の林務部局と農地担当部局（農地法のこれらの規定による許可権者が農林水産大臣である場合には、地方農政局（沖縄にあっては沖縄総合事務局、北海道にあっては農村振興局））とは、あらかじめ十分連絡調整を図ること。
- 9 法第 10 条の 3 の規定による処分又は農地法第 51 条の規定による処分をするに当たっては、相互に十分連絡調整をとって行うものとする。
- 10 開発許可と農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 2 の規定による許可に当たっては都道府県の林務部局と同法の担当部局とはあらかじめ十分連絡調整を図ること。
- 11 法第 10 条の 3 の規定による処分又は農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3 の規定による処分をするに当たっては、相互に十分連絡調整をとって行うこと。
- 12 開発許可の申請が鉱業権者又は租鉱権者から鉱業権又は租鉱権の実施としてあった場合には、できる限り鉱物資源の有効利用を図る趣旨で処理するものとし、不許可その他の制限を行うに当たっては、あらかじめ、所轄経済産業局長に協議し、意見を整えた上で処分を行うこと。
- 13 開発許可をする際には、その度にその旨を都道府県公安委員会に通知すること。

以下は林野庁で定めたものであるが、兵庫県では、  
・調整池の設計手法は「重要調整池の設置にかかる技術的基準及び解説（兵庫県）」  
・調整池の構造は「重要調整池に関する構造マニュアル（兵庫県）」を準用する。

### 別記 3

#### 洪水調節池等の設置に係る計画例

法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 に規定する水害の防止に係る許可基準について、洪水調節池等を設置する場合の計画例は以下のとおりとする。

なお、以下は参考例であって、各都道府県の実情に応じて計画することを妨げるものではない。

#### 1 当該開発行為に伴いピーク流量を安全に流下させることができない地点の選定

- (1) 当該開発行為をする森林の下流において、30 年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には 50 年確率を用いることができる。以下同じ。）で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を流下させることができない地点を選定する。

ピーク流量の算定に当たっては、当該地域において適合度の高い算式を用いることとし、適当な算式がない場合にはラショナル式を用いる。

- (2) (1)の地点のうち、開発中及び開発後の 30 年確率で想定される雨量強度における無調節のピーク流量 ( $Q'_{i30}$ ) が開発前のピーク流量 ( $Q_{oi30}$ ) に対して 1 % 以上増加する地点  $i$  を選定する。

ただし、当該ピーク流量の増加率が 1 % 未満であっても、当該河川等の管理者が安全に流下させることができないと判断した場合は、その地点も選定する。

- (3) (2)の地点が生じない場合には、法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 の規定による洪水調節池等の設置は不要となる。

なお、(2)の地点が生じない場合であっても、同項第 1 号の要件に照らしてピーク流量を調節することが必要な場合には、別紙第 2 の 7 の基準によって洪水調節池等を設置することが必要である。

#### 2 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点の選定

- (1) 1 の (2) で選定した各地点について、それぞれ開発前の 30 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量 ( $Q_{oi30}$ ) を超えない洪水調節池等からの放流量 ( $q_{i30}$ ) を算定する。

洪水調節池等からの放流量 ( $q_{i30}$ ) の算定に当たっては、当該地域において適合度の高い算式を用いる。

例えば、以下の算式が考えられる。

$$q_{i30} = Q_{oi30} \times \frac{a \times f_o}{A_i \times F_{oi}}$$

ここに、 $A_i$ ：選定した各地点の集水面積 (ha)

$F_{oi}$ ：選定した各地点の集水区域の開発前の流出係数

$a$ ：洪水調節池等の集水区域の面積 (ha)

$f_o$ ：洪水調節池等の集水区域の開発前の流出係数

- (2) (1)で算出した各地点の洪水調節池等からの放流量 ( $q_{i30}$ ) が最小となる地点 ( $j$ ) を「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」(以下「当該地点」という。)として選定する。

ただし、1の(2)で求めた各地点の中で、地点 ( $j$ ) に比べ流下能力が著しく小さい地点 ( $k$ ) が存在する場合 (地点 ( $j$ ) において  $n_j$  年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができ、地点  $k$  において  $n_k$  年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができるときに、両地点の確率年が  $n_j > n_k$  となる場合) 又は当該河川等の管理者が必要であると判断した場合には、その地点 ( $k$ ) も当該地点として選定する。

いずれの場合であっても、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ることが必要である。

### 3 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点における許容放流量の決定

- (1) 2の(2)で選定した当該地点の当該洪水調節池等からの放流量 ( $q_{i30}$ ) を30年確率で想定される雨量強度に対する洪水調節池等からの許容放流量 ( $q_{pc30}$ ) として決定する。

- (2) 当該地点が地点 ( $j$ ) の場合、地点 ( $j$ ) における開発前の  $n_j$  (当該地点が地点 ( $k$ ) の場合には  $n_k$  とする。以下同じ。) 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量 ( $Q_{onj}$ ) をもとに、当該洪水調節池等からの放流量 ( $q_{jn_j}$ ) を算定し、これを  $n (=n_j)$  年確率で想定される雨量強度に対する洪水調節池等からの許容放流量 ( $q_{pcn}$ ) として決定する。

$n_j$  年確率で想定される雨量強度における当該洪水調節池等からの放流量 ( $q_{jn_j}$ ) の算定に当たっては、2と同様に、当該地域において適合度の高い算式を用いる。

例えば、以下の算式が考えられる。

$$q_{jn_j} = Q_{onj} \times \frac{a \times f_o}{A_j \times F_{oj}}$$

ここに、 $A_j$ ：地点  $j$  の集水面積 (ha)

$F_{oj}$ ：地点  $j$  の集水区域の開発前の流出係数

$a$ ：洪水調節池等の集水区域の面積 (ha)

$f_o$ ：洪水調節池等の集水区域の開発前の流出係数

#### 4 洪水調節池等の容量の決定

洪水調節池等の容量を、洪水調節池等の集水区域における 30 年及び  $n$  年のそれぞれの確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量 ( $q_{30}$  及び  $q_n$ ) を 30 年及び  $n$  年のそれぞれの確率で想定される雨量強度に対する洪水調節池等からの許容放流量 ( $q_{pc30}$  及び  $q_{pcn}$ ) に調節できる容量に決定する。

洪水調節池等の容量の計算は、簡便法（確率降雨強度曲線の特性を応用して必要調節容量を簡便に求める方法）、厳密計算法（洪水調節池の諸元を仮定し、シミュレーションを繰り返し、洪水調節容量を求める方法）その他の適切な方法により行う。

$n$  年確率で想定される雨量強度も考慮するのは、30 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を調節できる洪水調節池等を設置した場合であっても、その設計内容によっては  $n$  年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を調節できない場合が想定されるためである。

なお、30 年及び  $n$  年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を調節できる洪水調節池等を設置することにより、 $n$  年から 30 年までの間の頻度で発生する雨量強度におけるピーク流量については概ね調節できると考えて差し支えない。

別記 4

主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね 30 パーセント以下とする。</li> </ol>
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。</li> <li>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント（残置森林率 おおむね 40 パーセント）以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。</li> <li>2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 20 メートル以上）を配置する。</li> </ol>
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント（残置森林率 おおむね 40 パーセント）以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</li> <li>3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>

住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上。(緑地を含む)	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>
土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>

- (注) 1 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるにいたらないものを同等に取扱うことが適切でないことによるものである。
- 2 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。
- 3 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第10条の2第2項第3号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあつては20パーセントを下回らないものでなければならないという趣旨である。
- 4 「開発行為の目的」について
- (1) 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
  - (2) 「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。
  - (3) 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。
  - (4) 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。

- (5) 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。
- (6) 上記表に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。
- (7) 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね 30 メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

- 5 レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね 5ヘクタール以下、おおむね 20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- 6 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
- 7 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。
- (1) 公園・緑地・広場
  - (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
  - (3) 緑地帯、緑道
  - (4) 法面緑地
  - (5) その他上記に類するもの
- 8 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーマーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

## 別記 5

### 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等の運用について

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 2 条の 3 に規定する開発行為の許可対象となる開発行為の規模のうち、太陽光発電設備の設置を目的とする行為については、切土又は盛土をほとんど行わなくても現地形に沿った設置が可能であるなど、他の目的に係る開発行為とは異なる特殊性が見受けられる。これを踏まえ、当該目的に係る開発行為の許可に当たって、次に掲げる事項に基づき適正かつ円滑に実施すること。

なお、法第 10 条の 2 第 1 項に規定する許可を要しない規模の開発についても、次に掲げる事項を踏まえ、森林の土地の適切な利用が確保されるよう周知することが望ましい。

#### 第 1 事業終了後の措置について

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、当該許可を行う際に、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずることについて、申請者に対して指導するものとするとともに、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むことを申請者に対して促すものとする。

以上の措置は、太陽光発電設備に係る開発区域が太陽光発電事業終了後に原状回復等したときに、当該区域の地域森林計画対象森林への再編入を検討することをあらかじめ考慮して行うものとする。

#### 第 2 災害を発生させるおそれに関する事項

##### 1 自然斜面への設置について

別紙第 2 の 1 の規定に基づき、開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が 30 度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

## 2 排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特徴を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次のとおりとする。

### (1) 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、別紙表3によらず、次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地 表 状 態 \ 区 分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9~1.0	0.9

### (2) 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、別紙第2の6の(2)の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

## 第3 残置し、若しくは造成する森林又は緑地について

開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、別記4によらず、次の表のとおりとする。

開 発 行 為 の 目 的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電設備の設置	森林率はおおむね25パーセント(残置森林率はおおむね15パーセント)以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林(おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原

		<p>則として残置森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
--	--	---

なお、別紙第5の4において、残置森林又は造成森林は、善良に維持管理されることが明らかであることを許可基準としていることから、当該林地開発許可を審査する際、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないように、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とするよう、申請者に併せて指導することとする。

#### 第4 その他配慮事項

このほか、次に掲げる事項について配慮することとする。

##### 1 住民説明会の実施等について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。

このため、当該林地開発許可の審査に当たり、以上の取組の実施状況について確認することとする。

##### 2 景観への配慮について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあつては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

このため、当該林地開発許可の審査に当たり、必要に応じて、設置する施設の色彩等を含め、景観に配慮した施行に努めるよう申請者に促すこととする。

### 3 地域の合意形成等を目的とした制度との連携について

太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施に当たって協議会での合意形成の促進が措置されている。

このため、太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発に係る許可申請の相談が都道府県林務部局にあった際には、これらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図るよう、必要に応じて申請者に促すこととする。

## 別記 6

### 開発行為の許可に当たって付する条件例について

法第 10 条の 2 第 4 項及び第 5 項の規定の運用については、事務取扱の別紙第 3 のとおりであるが、開発行為の許可に当たっては、次に掲げる例により具体的案件に即した条件を付すること。

#### 1 必須条件例

次に掲げる条件に従って開発行為が行われない場合には、この許可を取り消すことがある。

- (1) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 都道府県職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (3) 開発行為を完了したときは、遅滞なく都道府県知事に届け出ること。また、都道府県職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (4) 開発行為を中止し又は廃止したときは、遅滞なく都道府県知事に届け出るほか、都道府県知事の指示に従い防災措置を講ずるとともに、都道府県職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (5) 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ都道府県知事に届け出ること。
- (6) 開発行為の計画を変更するときは、許可の変更申請を行うこと。
- (7) 開発行為の施行中に災害が発生した場合には、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく都道府県知事に届け出ること。
- (8) えん堤、洪水調節池、沈砂池等の防災施設の設置を先行することとし、主要な防災施設の設置が完了し、都道府県職員が確認を行うまでの間は他の開発行為を施行しないこと。
- (9) 配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施行する場合であっても、周辺地域の安全性が確保できるよう本設のものと同程度の機能をもつ仮設の防災施設を適切な箇所に設置するなど、施行地全体の安全性を担保すること。
- (10) 排水施設、洪水調節池、沈砂池等の機能維持のため、開発行為の施行中に当該施設に堆積した土砂の撤去等の適切な維持管理を行うこと。
- (11) 開発行為の状況に応じ、施行中埋設する工作物については視認できる期間中に確認を受けるとともに、施行状況については定期報告を行うこと。

#### 2 案件に応じた条件例

- (1) 6 か月毎に開発行為の施行状況について都道府県知事に報告書を提出すること。
- (2) 切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認した上で行うこと。
- (3) 切土、盛土又は捨土は、強雨時、台風襲来時又は融雪時には行わないこと。  
また、強雨時、台風襲来時又は融雪時には施行途中の切土、盛土又は捨土が流出し又は崩壊しないように流出及び崩壊の防止措置を講ずること。

- (4) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように、杭打ちを行うこと。
- (5) 法面上又は法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。
- (6) 法面の緑化作業は、4月末までに行うこと。
- (7) 利用後は、スギを1ヘクタール当たり3,000本以上植栽すること。
- (8) 付替道路の設置は、2月末までに完成すること。
- (9) 資力及び信用を証する書類について、申請時に、事業者の資金計画書及び金融機関からの関心表明書等を提出した場合、着手前に融資証明書を提出すること。
- (10) 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類について、申請時に、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等を提出した場合、着手前に必要な書類を提出すること。
- (11) その他

別記様式

林地開発行為に関する意見書

年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

年 月 日付けで照会のあった下記の林地開発行為について、森林法第 10 条の 2 第 6 項の規定に基づき、別添のとおり意見を提出します。

記

1. 申請者の住所及び氏名
2. 開発行為に係る森林の所在場所
3. 開発行為の目的

以上

別添

開発行為に関する意見

1. 当該開発行為により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関連）
2. 当該開発行為により水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 関連）
3. 当該開発行為により水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 2 号関連）
4. 当該開発行為により環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号関連）

- (注意事項) 1. 必要に応じて参考資料を添付すること。  
2. 1～4 以外の事項について意見がある場合には、意見の趣旨を明らかにして参考資料として添付すること。

## 宅地造成事業に係る開発行為の審査等について

〔昭和49年10月31日 49林野治第2524号〕  
林野庁長官から都道府県知事あて

〔最終改正〕平成15年7月28日 15林整治第917号

森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2の開発行為の許可の申請が宅地造成事業に係る場合の審査等については、下記のとおり措置されるよう配慮されたい。

### 記

- 1 宅地造成事業についての法第10条の2第2項第1号の基準の適合性の判断に当たっては、原則として都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第7号の基準及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第9条の基準に適合することをもってこれに適合するものとして差し支えない。
- 2 宅地造成事業についての森林法第10条の2第2項第1号の2の基準の適合性の判断に当たっては、都市計画法第33条第1項第3号の基準及び宅地造成等規制法第9条の基準に適合することをもってこれに適合するものとして差し支えない。
- 3 法第10条の2第2項第3号に関して工場の立地態様に関する事項、汚染物質の排出等公害の防止に関する事項については、この許可制を通じて他法令による遵守すべき基準が守られるように所轄部局との連絡調整を図るものとする。
- 4 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により認可されている採取計画に基づきすでに採取を行っている者が当該計画に基づき行う採取は、森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律（昭和49年法律第39号）附則第5条に該当するものとする。

## 兵庫県規則第 77 号

### 森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）の実施のため、森林法施行法（昭和26年法律第250号）、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (標識の設置)

第 2 条 法第 10 条の 2 第 1 項の許可（以下「開発許可」という。）を受けた者は、開発区域又はその付近の見やすい場所に開発許可標識（様式第 1 号）を設置しなければならない。

#### (工事の完了の届出)

第 3 条 開発許可を受けた者は、開発行為に関する工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了届（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

#### (開発行為の廃止の届出)

第 4 条 開発許可を受けた者が、開発行為を廃止したときは、開発行為廃止届（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

#### (地位の承継の届出)

第 5 条 開発許可を受けた者の相続人その他の一般承継人及び開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、当該開発許可に基づく地位を承継したときは、地位承継届（様式第 4 号）に地位を承継したことを証する書面を添えて、これを知事に提出しなければならない。

#### (開発行為の内容の変更)

第 6 条 開発許可を受けた者は、開発許可を受けた開発行為の内容について、次に掲げる変更をしようとする場合においては、当該変更に係る開発許可を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更該当する場合は、この限りでない。

- (1) 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模の変更
  - (2) 洪水調整池、えん堤、擁壁その他主要な防災施設の新設並びに位置及び構造の変更
- 2 前項の開発許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（様式第 5 号）に変更の内容を記載した書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

#### (保安林の指定等に関する意見の聴取)

第 7 条 法第32条第 2 項（法第33条の 3 において準用する場合を含む。）の規定により知事が行う意見の聴取は、知事又はその指定する者が議長として主宰する意見聴取会によって行う。

2 法第32条第 1 項（法第33条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出をした者（以下「意見書提出者」という。）がその代理人を意見聴取会に出席させようとするときは、代理人 1 人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出しなければならない。

3 議長は、意見聴取会において、出席した意見書提出者又はその代理人に異議の要旨及び理由を陳述させるものとする。ただし、議長は、その者が正当な理由がないのに異議の要旨及び理由を陳述しないと認めるときは、その者がその陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。

4 議長は、意見聴取会の議事の運営上必要があると認めるときは、意見書提出者又はその代理人の陳述について、その時間を制限することができる。

- 5 意見書提出者又はその代理人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、意見聴取会を傍聴している者に発言を許可することができる。
- 7 前2項の規定により発言を許可された者は、その意見の聴取に係る案件の範囲を超えて発言してはならない。
- 8 第4項の規定によりその陳述につき時間を制限された者がその制限された時間を超えて陳述したとき、又は第5項若しくは第6項の規定により発言を許可された者が前項の範囲を超えて発言し、若しくは不穏当な言動があったときは、議長は、その陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため、必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。
- 10 議長は、意見聴取会の終了後遅滞なく、意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印するものとする。

#### (保安林における立竹の伐採等の完了の届出)

第8条 法第34条第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したときは、遅滞なく、保安林内許可行為完了届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

#### (土地立入証の様式)

第9条 法第188条第3項の当該職員の身分を示す証票の様式は、様式第7号のとおりとする。

#### (地域森林計画等の公表)

第10条 法第6条第6項の規定による地域森林計画の公表、法第32条第3項(法第33条の3において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取の期日及びその場所の公示並びに政令第4条の2第3項の規定による保安林の皆伐面積の限度の公表は、兵庫県公報に登録して行うものとする。

#### (申請書又は届出書の提出部数及び経由機関)

第11条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、正副2部とし、当該申請又は届出に係る森林の区域(2以上の市町にわたる森林の区域のうち、最大面積の森林の区域をいう。)を管轄する県民局長を経由しなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

##### (森林法施行細則の廃止)

- 2 森林法施行細則(昭和38年兵庫県規則第3号)は、廃止する。

#### 附 則(平成13年3月30日規則第59号)

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務

を定める規則の一部改正)

- 2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

- 3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成23年 6月10日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付している土地立入証については、なおその効力を有する。

附 則（平成23年 9月27日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3月30日規則第12号）

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則（平成26年 3月31日規則第19号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則（平成 3年 3月31日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

様式第1号（第2条関係）

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>← 100センチメートル →</span> </div>	
開 発 許 可 標 識	
許可番号及び年月日	兵庫県指令 第 号 年 月 日
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事の場所	
施行面積	
工事の名称	
許可を受けた者の住所及び氏名	電話（ ） - 番
工事施工者の住所及び氏名	電話（ ） - 番
工事現場管理者の氏名	電話（ ） - 番
管轄県民局名	電話（ ） - 番
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px;"></div> </div>	80 センチメートル
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px;"></div> </div>	80 センチメートル

様式第2号（第3条関係）

工 事 完 了 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....）..... 番

電子メール.....

森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則第3条の規定により、次のとおり開発行為に関する工事が完了しましたので届け出ます。

許可番号及び年月日	兵庫県指令 第 号 年 月 日
開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町（大字） 字 番 ほか（大字） ほか 字 ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
開発行為の 着手年月日	年 月 日
開発行為の 完了年月日	年 月 日

様式第3号（第4条関係）

開 発 行 為 廃 止 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（ ） - 番

電子メール .....

森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則第4条の規定により、次のとおり開発行為を廃止しましたので届け出ます。

許可番号及び年月日	兵庫県指令 第 号 年 月 日
開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町 (大字) 字 番 ほか (大字) ほか 字 ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止後の措置	

注 「廃止後の措置」の欄は、災害の防止の方法等について具体的に記入してください。

地 位 承 継 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（ ） - 番

電子メール .....

森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則第5条の規定により、次のとおり開発許可に基づく地位を承継しましたので届け出ます。

許可番号及び年月日	兵庫県指令 第 号 年 月 日
許可を受けた者の住所及び氏名	
開発行為に係る森林の所在場所	市 区 郡 町 (大字) 字 番 ほか (大字) ほか 字 ほか 筆
開発行為に係る森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
承継年月日	年 月 日
承継の原因	
その他	

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（ ） - 番

電子メール .....

森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則第6条の規定により、次のとおり開発行為の内容の変更の許可を申請します。

許可番号及び年月日	兵庫県指令 第 号 年 月 日					
開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町 (大字) 字 番 ほか (大字) ほか 字 ほか 筆					
開発行為に係る 森林の土地の面積	変更前 の面積		変更後 の面積		差 引 増 減	
開発行為の目的						
変更の理由						
変更の内容						
着手年月日及び 完了予定年月日	着 手	年 月 日		完 了 予 定	年 月 日	

## Ⅱ 森林法による開発許可 事務取扱要綱等

## 森林法による開発許可事務取扱要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第1項の許可（以下「開発許可」という。）に関する事務処理を円滑に行うため、細部の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2 この要綱において「省令」とは、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）をいう。  
2 この要綱において「規則」とは、森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則（平成12年兵庫県規則第77号）をいう。

### (開発行為の許可の申請)

第3 開発許可の申請を行おうとする者は、省令第2条に定める申請書（以下「申請書」という。）に、別表1の書類を添付のうえ、当該申請に係る森林の区域（2以上の市町にわたる森林の区域のうち、最大面積の森林の区域をいう。）を管轄する県民局長に2通提出しなければならない。（参考様式第1号）  
2 当該申請書が新設のゴルフコースに係るものであるときは、県民局長は、知事に進達するものとする。

### (許可又は不許可の通知等)

第4 知事又は県民局長は、第3の開発許可の申請があったときは、申請書の内容を審査し必要がある場合は現地調査を行い、別に定める基準により森林審議会の意見を聴いたうえで、許可又は不許可の処分をしなければならない。  
2 知事は、前項の処分をする場合には、申請書を受理した県民局長を経由して、指令書（様式第9-1若しくは9-2号又は様式第10-1若しくは10-2号）により当該申請者に通知しなければならない。  
3 県民局長は、第1項の処分をする場合には、指令書により当該申請者に通知しなければならない。  
4 知事又は県民局長は、不許可処分の通知をする場合には、その理由を付さなければならない。

### (許可の条件として付された届出書等)

第5 開発許可を受けた者は、規則第3条から第5条までに定める届のほか、開発行為の許可の条件として付された届出書（様式第11号から様式第15号まで）を、県民局長に提出しなければならない。

### (工事の施行状況の報告)

第6 開発許可を受けた者は、県民局長の指示に従い、当該開発行為に関する工事の進捗状況を報告しなければならない（様式第16号）。

### (工事の完了の届出)

第7 規則第3条に定める届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
ただし、第一号及び第二号の図面については、開発許可又は規則第6条第1項に定める開発行為の内容の変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けたときと同一である場合には、省略することができる。  
一 土地利用計画図  
二 残置森林等配置図  
三 完了状況を示す写真  
四 工事の施行状況を示す写真

#### (工事完了の確認)

第8 県民局長は、規則第3条に定める工事完了届の提出があったときは、遅滞なく当該開発行為が許可内容に適合しているかどうかを確認しなければならない。

- 2 県民局長は、前項の確認の結果、許可内容に適合していると認めるときは、開発行為に関する工事完了確認証(様式第17号)を、開発許可を受けた者に交付するものとする。
- 3 工事完了届提出時に植生の定着が確認できない場合は、緑化に関する確認書(様式第17号関連参考様式第1号)の提出をもって、開発行為に関する工事完了確認証を、開発許可を受けた者に交付することができる。

#### (開発行為の廃止の届出)

第9 規則第4条に定める届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 廃止後の災害防止方法を示す計画書
- 二 開発行為に係る事業を廃止することを示す書類

- 2 県民局長は、開発行為を受けた者が既に着手済みであり、かつ、開発行為に係る森林の土地の面積が法施行令第2条の3で定める規模を超えているときに届出のあった場合には、前項第1号による計画書の内容と現地の措置が適合しているかどうかを確認しなければならない。

#### (地位の承継の届出)

第10 規則第5条に定める届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 開発許可に基づく地位の承継があったことを証する書類
- 二 開発行為に係る資金及びその調達方法に関する書類(様式第5号別紙に掲げる書類)
- 三 資金計画

- 四 承継の原因が、相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)以外の事由による場合は、地権者、自治会、水利権者、漁業権者等から当該承継に対する同意等を得ていることを確認できる書類

#### (開発行為の事業計画期間)

第11 開発行為の事業計画期間は5年以内とする。

- ただし、他法令等で許認可期間が定められている場合には、他法令等の許認可期間と同一とするものとする。

#### (開発行為の内容の変更の許可申請)

第12 この要綱の第3から第5までの規定は、規則第6条第1項に定める変更許可の申請についても準用する。(参考様式第2号)

#### (開発行為の内容の軽微な変更)

第13 規則第6条第1項に定める軽微な変更とは、第4の許可を受けた開発区域内における変更のことをいう。

ただし、次に掲げる場合を除く。

- 一 宅地造成等の工区分けを新たに行う場合及び変更する場合
- 二 開発行為の目的を変更する場合

- 2 開発許可を受けた者は、前項の軽微な変更を行うときは、様式第15号により県民局長に届け出るものとする。

#### (電子情報処理組織による手続の特例)

第14 県民局長は、次に掲げる手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の

技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

一 第5及び第13第2項の規定による開発行為内容変更の届出

二 第6の規定による開発行為施行状況の報告

- 2 前項の規定による手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の例による。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

##### （旧要綱の廃止）

- 2 森林法による開発許可事務取扱要綱（平成12年4月1日付け治第144号農林水産局長 通達）は廃止する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この要綱に定める様式（ただし、第9-1号、第9-2号、第10-1号及び第10-2号を除く。）については、この要綱が施行された日以降であっても、これまでの経過を踏まえ平成17年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年3月15日から施行する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この要綱に定める（様式2）別紙1 降雨強度式、雨量強度の一覧表については、この要綱が施行された日以降であっても、これまでの経過を踏まえ、平成28年6月30日までの間は、なお従前の例によることができる。

**附 則**

**（施行期日）**

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

**附 則**

**（施行期日）**

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

**（施行期日）**

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

**（施行期日）**

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

**（施行期日）**

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

**（施行期日）**

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表 1

- 1 開発行為に係る設計図書等（別表2「設計図の作成要領」により作成する）
- 2 開発行為に係る設計内容を説明した書類（様式第1号「設計説明及び面積等内訳書」及び様式第2号「事業計画書」）
- 3 開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書（様式第3号「土地所有者等関係権利者の同意書」）
- 4 開発行為をしようとする事業区域の土地の所在場所、所有者、登記済の権利、同意の有無等を記載した一覧表（様式第4号「開発区域の地番一覧表」）
- 5 開発行為をしようとする事業区域の土地登記簿謄本
- 6 申請者及び施行者が開発行為を行うために必要な信用及び資力について明らかにした開発行為施行能力に関する申告書（様式第5号「申請者・工事施行者の資力、信用及び開発行為施行能力に関する申告書」）
- 7 残置森林、造成森林、造成緑地の維持管理に関する誓約書（様式第6-1号及び様式第6-2号「残置森林等の管理に関する誓約書」）
- 8 開発行為に関し、他法令の許認可等を必要とする場合はその経過を示す書類（様式第7号「他法令との関係及び手続き状況」）
- 9 「林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続に関する要綱」に基づく合意形成手続を終了した開発計画説明会実施報告書
- 10 水利権、漁業権を有する者の同意の取得状況一覧表（様式第8号「開発行為により直接影響を受けると見込まれる水利権者等の同意一覧表」）
- 11 開発区域内に水利権又は漁業権を有する者の同意書

## 別表2

## 設計図の作成要領

1/4

番号	図面名	縮尺	明示すべき事項	備考
	共通		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 縮尺、図面名、開発場所、事業または施設名、申請者名</li> <li>2 平面図には方位、凡例を明示すること</li> <li>3 平面図には次を明示すること               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 開発行為に係る森林の区域（以下、「係る区域」という）を赤線で表示</li> <li>(2) 開発行為をしようとする森林の区域（以下、「しよう区域」という。）を緑線で表示</li> <li>(3) 開発行為をしようとする事業区域（以下、「事業区域」という。）を青線で表示</li> </ol> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図面名等は右下に表示する</li> <li>・ 赤線は緑及び青線を、緑線は青線を兼ねることができる</li> </ul>
1	位置図	1/25,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開発行為をしようとする事業区域（赤線で表示）</li> <li>2 市役所・町役場、主要道路、鉄道及び駅等の名称</li> <li>3 河川名</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土地理院発行の地形図に準拠する</li> </ul>
2	区域図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域を明示するのに必要な府県界、市町界、市町の区域内の町及び(大字)並びに字の境界と名称</li> <li>2 事業区域に係る土地の区画及び地番</li> <li>3 事業区域に係る保安林の区域</li> <li>4 事業区域に隣接する土地の地番</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況図と兼ねてもよい</li> </ul>
3	現況図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地形（現況線で表示）</li> <li>(2) 河川、沢、湖沼、ため池、湿地、崩壊地等の自然物</li> <li>(3) 道路、橋、えん堤、家屋等の施設物</li> <li>(4) 山林、農地、宅地等の地類区分界</li> <li>(5) 林況</li> </ol> </li> <li>2 事業区域周辺の人家及び公共施設等</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相当範囲の外周区域を包括する</li> </ul>
4	土地利用計画 平面図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工区界</li> <li>2 造成後の施設及び工作物等の種類ごとの位置及び形状</li> <li>3 敷地に係る予定建築物等の用途</li> <li>4 残置森林、造成森林及び造成緑地の区域</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用区分ごとに色分けする</li> <li>・ 予定建築物等の用途は、住宅、共同住宅、店舗、○○工場等具体的に表示する</li> </ul>
5	造成計画 平面図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 切土及び盛土</li> <li>2 造成後の施設及び工作物等の種類ごとの位置、形状、規模及び名称</li> <li>3 切土及び盛土の法面勾配、形状及び記号</li> <li>4 よう壁の位置、形状及び記号</li> <li>5 道路の位置、形状、幅員、中心線、測定、勾配及び記号</li> <li>6 敷地の形状及び計画高</li> <li>7 洪水調整池の堤頂高、H. H. W. L.、H. W. L.、L. W. L. 及び池底位</li> <li>8 工区界</li> <li>9 地形（現況線）</li> <li>10 縦横断線、谷筋縦断線位置及び記号</li> <li>11 ベンチマークの位置と高さ</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況線は細線で表示する</li> <li>・ 等高線間隔は2mを標準とする</li> <li>・ 切土区域は淡黄色、盛土区域は淡緑色で表示する</li> <li>・ 道路、よう壁、法、公園等を色分けする</li> </ul>

別表2

番号	図面名	縮尺	明示すべき事項	備考
6	造成 計画 縦横 断面図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>縦横断面線の記号</li> <li>係る区域、しよう区域、事業区域の境界位置</li> <li>基準線（D. L.）</li> <li>現況及び計画地盤面</li> <li>切土及び盛土法面の勾配、形状、記号及び色表示</li> <li>計画地盤高</li> <li>がけ、よう壁、道路の位置、形状及び名称</li> <li>ボックスカルバート、暗渠、その他構造物の位置、形状及び名称</li> <li>土地利用計画図に表示した名称（旗揚げ）</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況線は細線、計画線は太線で表示する</li> <li>切土区域は淡黄色、盛土区域は淡緑色で表示する</li> <li>横方向は造成計画平面図と同縮尺とする</li> </ul>
7	谷筋 縦断図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>縦断面線記号</li> <li>区域線境界位置</li> <li>基準線（D. L.）</li> <li>現地盤面及び計画地盤面</li> <li>切土及び盛土の法面勾配、形状、記号及び色表示</li> <li>計画地盤高</li> <li>がけ、よう壁、道路の位置、形状及び名称</li> <li>埋設フトン管、暗渠、縦排水溝、サンドマット、その他構造物の位置、形状、名称及び規格寸法</li> <li>土地利用計画表示の名称（旗揚げ）</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦断、横断とも代表的な2点程度</li> <li>谷筋を含まない開発行為などの場合は省略できる</li> </ul>
8	土工 定規図 又は 標準 断面図	1/200 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>切土法面、盛土法面の高さ及び勾配</li> <li>土質</li> <li>土質区分があるときは、それぞれの土質及び土質の厚さ</li> <li>よう壁、法面保護施設及び排水施設など崖面の保護の方法</li> <li>現況の地盤面</li> <li>がけの前後の地盤面</li> <li>埋設する施設の種類、位置、形状及び記号</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況線は細線、計画線は太線で表示する</li> </ul>
9	流域 現況図	1/25,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>府県界、市町界</li> <li>河川、水路の名称及び管理者名</li> <li>開発中、開発後のピーク流量を安全に流下させることができない地点（以下「ネック点」という。）の位置、集水面積、ピーク流量及び洪水調整池からの放流量</li> <li>「ネック点」での流域界</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川と水路は青色で着色する</li> <li>ネック点は黄色で着色する</li> </ul>
10	排水 流域図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>集水系統の色分け区分</li> <li>地表水及び排水施設の流水方向</li> <li>「排水施設計画取りまとめ表」の符号</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域外の集水状況も表示する</li> <li>排水施設平面図と兼ねてもよい。</li> </ul>
11	排水 施設 計画 平面図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>排水施設の位置、種類、材料、形状、延長、内寸法及び勾配</li> <li>排水施設の流水方向</li> <li>呑口、吐口の位置</li> <li>放流先の河川、水路の名称</li> <li>排水施設の記号及び「排水施設計画取りまとめ表」の符号</li> <li>道路、公園、その他の公共・公益的施設及び予定建築物等の敷地の計画高</li> <li>污水处理場の位置及び形状</li> <li>工区界</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域内の全ての排水施設を包括して表示する</li> <li>放流先の河川、水路の表示に必要な範囲の外周区域を含んで表示する</li> </ul>

別表2

3/4

番号	図面名	縮尺	明示すべき事項	備考
1 2	防災計画平面図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地形（現況線で表示）</li> <li>2 仮設を含む計画道路の位置及び形状</li> <li>3 段切工の位置</li> <li>4 表土の除去範囲</li> <li>5 ヘドロの除去範囲及び除去深さ</li> <li>6 工事中の雨水排水経路及び土砂流出防止工の位置及び形状</li> <li>7 防災施設の位置、形状、寸法及び名称</li> <li>8 防災施設の設置時期及び設置期間</li> <li>9 工区界</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災施設の機能を示す範囲の区域を表示する</li> <li>・ 地下埋設の防災施設、工事中及び工事後の防災施設が区別できるように表示する</li> <li>・ 防災施設が判別しにくい場合は別様としてよい</li> <li>・ 土地利用計画平面図と同縮尺とする</li> </ul>
1 3	防災施設等設計図	1/500 以上	<p>よう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、沈砂池、洪水調整池等の主な防災施設の構造図で以下を表示する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 名称、規格寸法、勾配その他設計諸元</li> <li>(2) 構造物設置個所にかかる前後の地盤面及び土質</li> <li>(3) 洪水調節容量、堆砂容量の計算根拠</li> <li>(4) 現況線、掘削瀬円、埋戻し線、最終仕上げ勾配</li> </ol> <p>参考 1 … よう壁等の構造物の構造図の例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①正面図、平面図、断面図</li> <li>②よう壁等の記号、寸法及び勾配</li> <li>③コンクリート等構造物の材料の種類、品質及び寸法</li> <li>④透水層の位置及び寸法</li> <li>⑤水抜孔の位置、材料及び内径寸法</li> <li>⑥構造物の基礎の構造、種類及び寸法</li> <li>⑦構造物の基礎地盤の土質</li> <li>⑧構造物の基礎杭の位置、材料、形状及び寸法</li> <li>⑨構造物を設置する前後の地盤面の形状</li> </ol> <p>参考 2 … 排水施設の構造図の例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①標準断面図又は正面図、平面図、断面図</li> <li>②排水施設の記号、材料、種別、寸法及び勾配</li> <li>③コンクリート等排水施設の品質及び寸法</li> <li>④水抜孔の位置、材料及び内径寸法</li> <li>⑤開渠、暗渠、会所、落差工、呑口、吐口等の構造図</li> <li>⑥放流先の河川及び水路の名称、断面、H.W.L.、L.W.L.の水位及び吐口の高さ</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造図は、正面図、平面図、断面図で表示する</li> </ul>
1 4	工作物構造図	1/100 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の名称及び記号</li> <li>2 施設の材料名及び詳細寸法</li> </ol> <p>参考 … 道路の標準構造図の例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①道路の記号、幅員構成</li> <li>②横断勾配</li> <li>③路面、路盤の材料、品質、形状及び寸法</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 橋梁、道路等の工作物を表示する</li> </ul>

別表2

4/4

番号	図面名	縮尺	明示すべき事項	備考
15	求積図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 係る区域、しよう区域、事業区域の面積</li> <li>2 残置し又は造成する森林等の面積</li> <li>3 開発目的の用地、防災施設用地及び道路用地等の用途別の面積</li> <li>4 2、3の面積は保安林及び普通林ごとの地域森林計画対象民有林とそれ以外に分けて求積する。</li> <li>5 開発行為の目的で残置森林率を規定している「別荘地の造成、スキー場の造成、ゴルフ場の造成、宿泊施設・レジャー施設の設置」については、残置し又は造成する森林等の面積を、16年生以上と15年生以下に分けて求積する。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第4号「開発区域の地番一覧表」と整合させる</li> <li>・係る区域、しよう面積は座標値計算等で算出する</li> </ul>
16	残置森林等配置図	1/2,500 以上に 並びに 1/5,000	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 係る区域、しよう区域及び事業区域を明示するのに必要な範囲の府県、市町、市町の区域内の町又は(大字)並びに字の境界と名称</li> <li>2 1の区域にかかる土地の区画及び地番</li> <li>3 土地利用計画</li> <li>4 残置森林、造成森林、造成緑地を色分けし区分する</li> <li>5 工区界</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成森林には植栽計画図を作成する</li> </ul>
17	年次緑化計画平面図	1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地利用計画</li> <li>2 造成後の施設及び工作物等の種類ごとの位置及び形状</li> <li>3 残置森林、造成森林及び造成緑地の区域</li> <li>4 各緑化年次計画区域を色分け区分</li> </ol>	

# 設計説明及び面積等内訳書

開発区域に係る事業及び施設の名称		事業者氏名		設計者氏名			
1 設計の方針							
2 開発行為をしようとする土地の現況	区 分			面 積			
	開発行為に係る森林の面積			ha			
	開発行為をしようとする森林の面積			ha			
	開発行為をしようとする事業区域面積			ha			
	所有形態別の地番の数	区分	地域森林計画対象民有林		地域森林計画対象民有林外	計	率
		所有形態	保安林以外	保安林			
		申請者の所有地					
買収予定地							
申請者以外の所有地							
その他							
計							
3 開発行為に係る土地の用途別内訳	開発用地の面積 (ha) 及び率						
	小 計						
4 残置森林、造成森林又は造成緑地の面積 (ha) 及び率  (率欄は、計欄の開発行為をしようとする森林面積に対する率)	造成森林…①						
	造成緑地…②						
	開発行為に係る面積計						
	残置森林…③	16年生以上					
		15年生以下					
	森林計 (①+③)						
	森林と緑地計 (①+②+③)						
5 残置する土地	その他残置する土地						
	残置する土地の合計						
合 計							
そ の 他							

## 設計説明及び面積等内訳書の記載要領

- 1 「2 開発行為をしようとする土地の現況」欄の「所有形態別の地番の数」欄
  - (1) 「買収予定」は、売買契約を締結したものを記載し、それ以外の欄には記載しないこと。
  - (2) 「その他」は、地上権、借地権等土地を使用する権利を取得しているものを記載すること。
  - (3) 地域森林計画対象森林の内と外にまたがる地番は、該当地番の数を地域森林計画対象民有林の欄に記入すること。地域森林計画対象民有林外の欄を 2 段書きとし、当該地番の数を上段に外数 ( ) 書きで記載すること。
- 2 「3 開発行為に係る土地の用途別内訳」欄
  - (1) 「開発用地の面積」欄は、住宅団地の造成では、住宅用地、道路用地及びその他防災施設等に、ゴルフ場の設置では、コース用地、道路用地及びその他防災施設等に、その他の開発目的では、当該開発目的用地、道路用地及びその他防災施設等に区分すること。
  - (2) 「開発用地の面積」欄では、原則として保安林の欄は記載されないので斜線としてよい。
- 3 率の表示は、%単位で小数第 2 位四捨五入第 1 位止めとすること。
- 4 「4 残置森林、造成森林又は造成緑地の面積及び率」欄
  - (1) 様式第 6-1 号及び様式第 6-2 号「残置森林等の管理に関する誓約書」に係る区域の面積を記載すること。
  - (2) 開発行為の目的が「土石等の採掘」など長期間の全体計画を有するもので、当該誓約書が全体計画完了後の区域を対象としている場合であっても、今回の許可申請に係る開発行為完了後の残置森林等の区域に係る面積を記載すること。
  - (3) ゴルフ場の造成など開発行為の許可基準で残置森林率に関する規定があるもの以外は、16 年生以上及び 15 年生以下の区分欄への記入は要さない。
  - (4) 開発行為の目的が「住宅団地の造成」に係るものについては、開発行為の許可基準の森林率に造成緑地の面積を含めることができる。
- 5 「5 残置する土地」欄の「その他残置する土地」欄は、開発行為をせずに現況で残置する土地のうち、残置森林以外の土地を記載すること。
- 6 各項目とも、面積はヘクタール (ha) を単位として小数第 4 位まで表示すること。
- 7 開発行為変更許可申請書（規則第 6 条）に係る「設計説明及び面積等内訳書」については、変更事項をわかりやすく表示すること。

様式第 1 号の別記

## 開発行為に係る森林の面積（変更前・後）内訳表

（単位：ha）

区 分		面 積					
開発行為に係る森林の面積・・・(7)+(イ)=(ウ)		ha					
新たな森林の編入面積・・・(7)		ha					
変更前の係る森林の区域での変更後面積・・・(イ)		ha					
区分		地域森林計画対象民有林					
		保安林以外					
		新たな森林の 編入区域	変更前の係る森林の区域での変更内容			小計	計
			変更前の係る 森林の区域	変更前の係る 森林の区域で の縮小森林の 区域			
		(a)	(b)	(c)	(b)-(c)=(d)	(a)+(d)	
開発用地 (用途別) 内訳 (ha) ・・・①							
	小 計						
造成森林・・・②							
造成緑地・・・③							
開発行為に係る森林の面積計 (①+②+③)		(7)			(イ)	(ウ)	

注

- 1 開発行為変更許可申請書（規則第 6 条）には、必要事項を記載して、書類として添付すること。
- 2 各項目とも、面積はヘクタール (ha) を単位として小数第 4 位まで表示すること。

## 事業計画書

- 1 申請者住所氏名
  
- 2 事業施行箇所
  
- 3 事業及び施設の名称
  - (1) 事業の名称
  - (2) 施設の名称
  
- 4 事業計画の概要
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 5 開発をしようとする区域及び周辺地域等の状況
  - (1) 開発行為をしようとする森林及び流域の現況
  
  - (2) 周辺地域及び流域における施設の状況
  
  - (3) 水の利用状況
  
  - (4) 周辺地域の自然環境及び生活環境の状況
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 6 土地の選定理由

注 意 事 項 及 び 記 載 例	<p>◎ 開発行為は、原則として現地形に沿って実施し、移動土砂量は必要最小限度とするよう計画する。</p> <p>◎ この事業計画書の記載事項の順序は、様式のとおりとすること。また、該当のない項目は空欄とせず、例えば、「該当なし」等と記載する。</p> <p>1 「2 事業施行箇所」は、開発行為をしようとする事業区域の所在場所を記載する。</p> <p>2 「3 (1) 事業の名称」は、例えば、住宅団地の造成事業、工場・事業場用地の造成事業、太陽光発電施設の造成事業、ゴルフ場の設置、レジャー施設の設置、農用地の造成事業、土石等の採掘事業（碎石）、残土処分場等と記載する。</p> <p>3 「3 (2) 施設の名称」は、例えば、〇〇団地、〇〇会社〇〇工場、〇〇カントリー、〇〇会社〇〇採石場、〇〇採石、〇〇工場などと記載する。</p> <p>4 「4 事業計画の概要」について  (1) 例えば、住宅団地の造成にあつては、計画戸数、人口、住棟の形態等を、ゴルフ場の場合はコース規模等と、土石の採取等の場合は供給計画、主たる販路等を記載する。  (2) 土工量(過不足の場合は対応等)の計画を記載する。  (3) 開発面積が必要最小限度である理由を説明する。</p> <p>5 「5 (1) 開発行為をしようとする森林及び流域の現況」は、地況（位置(市役所(町役場)、主要道路、鉄道、主要施設等からの位置関係)、標高(最高点、最低点、標高差)、地形(形状と斜面の方位、勾配)、地質等)、林況（樹種及び分布状況、林齢等）、「公益的機能別施業森林」の有無(森林法第10条の5に基づく「市町村森林整備計画」における設定状況(含まれる場合は名称)、その他について記載する。</p> <p>6 「5 (2) 周辺地域及び流域における施設の状況」について  (1) 開発区域に接する住宅、農地、公園、鉄道、道路、河川その他の施設の状況を記載する。  (2) 河川は、正式名称(〇級河川□□川)と開発区域から河川への排水経路を記載する。  (例) 開発区域の雨水排水は、△△川から〇級河川〇〇川を経て〇級河川□□川へ流出している。 等</p> <p>7 「5 (3) 水の利用状況」は、開発行為により直接影響を受けると見込まれる水利権者等の有無や対応状況等を記載する。</p> <p>8 「5 (4) 周辺地域の自然環境及び生活環境の状況」について  (1) 環境アセスメント等の環境調査を行った場合は、概要を記載する。  (2) 希少な動植物等が存在する場合は、対応を記載する。  (3) 「林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続に関する要綱」に基づき周辺自治会への説明会等を開催した自治会名等と、開発区域から当該周辺自治会等の位置関係等を記載する。</p> <p>9 「6 土地の選定理由」について  (1) 立地条件、周辺の土地利用の状況等も踏まえて、具体的に記載する。  (2) 当該開発区域に「公益的機能別施業森林」を含むときは、他に適地を求められなかった理由等を詳細に記載する。</p>
---	--

## 7 利用計画

(1) 全体計画と期別計画の概要

(2) 転用後の土地の利用関係（面積）

※ 設計説明及び面積等内訳書に記載のとおり

(3) 一時的利用後における措置

(4) 周辺地域の森林施業に対する配慮

(5) 周辺住民の生活及び産業活動に対する配慮

注  
意  
事  
項  
及  
び  
記  
載  
例

1 「7（1） 全体計画と期別計画の概要」は、該当する場合のみ、具体的（全体と期別のそれぞれの区域面積、期間等を中心に）図面等を添付して説明を記載する（工区分けをした場合等）。

2 「7（2） 転用後の土地の利用関係（面積）」は、設計説明及び面積等内訳書と同じ場合は、その旨を記載して表を省略できる。

3 「7（3） 一時的利用後における措置」は、造林の実施等を含めて従前の効用を回復する措置を記載すること。ただし、環境保全計画と重複する部分は省略できる。

4 「7（4） 周辺地域の森林施業に対する配慮」は、例えば開発により道路が分断される場合、付替道路を設置する等の配慮を記載する。

5 「7（5） 周辺住民の生活及び産業活動に対する配慮」について  
（1）「林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続に関する要綱」の周知計画に基づく説明会等で、周辺自治会等からの意見書に対する対応等を記載する。  
（2）周辺自治会等と開発行為の実施に伴う協定書等を締結した場合は、例えば〇〇自治会と□□についての協定を締結している等の内容を記載する。  
（3）開発行為の実施に伴い地域住民の生活・環境の保全を図るため申請者が関係地方公共団体と環境保全に関する協定等を締結する場合は、名称と概要を記載する。

8 事業に要する経費及び資金の調達方法

(1) 事業に要する経費

項 目	経 費	備 考
	千円	

(2) 資金の調達方法

資 金 総 額	資 金 の 調 達 方 法		
	種 類	金 額	備 考
千円	自 己 資 金	千円	
	補 助 金		
	融 資		
	製 品 売 上 金		

注  
意  
事  
項  
及  
び  
記  
載  
例

1 「8(1) 事業に要する経費」は、下記〔例〕を参考にして記載する。なお、下表の内「用地欄」は下記による。

① 賃借権による許可申請の場合は、「経費」欄に開発行為に要する期間の賃借料を記入し、「備考」欄に「賃借料」と記載する。

② 買収済みなどで所有権を有するときは、「備考」欄に買収の年月日を記入する。

〔例〕

項 目	経 費	備 考
用 地 費		
採 掘 経 費		
防災施設工事費		
諸 掛 費		
予 備 費		
計		

項 目	経 費	備 考
用 地 費		
土 木 工 事 費		
防災施設工事費		
建 築 工 事 費		
諸 掛 費		
予 備 費		
計		

2 「8(2) 資金の調達方法」について

(1) 「防災施設工事費」は、自己資金が「防災施設工事費」を上回る経費を確保する。

(2) 「備考」欄は、例えば「資料No ○ 残高証明書(○○補助金交付決定通知書、○○銀行融資証明書、……)のとおり」と記載し、土石の採掘の場合で製品売上金を資金とするときは、「資料No○ 製品売り上げ予定表のとおり」と記載する。

(3) 補助金や助成金等で交付決定通知がない場合は、当該交付申請書の写し及び当該交付事務を担当する機関名及び部課(係名、電話番号を含む)を記載した書類を添付する。

(4) 「種類」欄は必要に応じ適宜増減できる。

9 事業計画の実施方法

(1) 工事仕様書

(2) 開発行為の施工程程

予定工期：許可日の翌日以降 ～ 年 月 日まで( カ月)

(3) 土木工事の工種・数量

工 種	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考

- 1 「9 (1) 工事仕様書」は、基本方針と使用する仕様書の名称を記載し、詳細は別添とする。  
 (例) 詳細は、資料No. ○ (工事仕様書) のとおり
- 2 「9 (2) 開発行為の施行工程」について  
 (1) 予定工期は、申請手続期間を考慮した終期を記載する。  
 (2) 「10 防災施設計画」と併せて記載し、防災施設の設置を先行して実施するよう計画する。  
 (3) 開発行為の計画が長期間にわたるものの一部についての開発許可申請の場合は、全体計画との関連を明らかにした工程とする。

(例)

工程 施設 (工事)の概要	ヶ月							備考
	1	2	3	4	5	6	○	
	•	•	•	•	•	•	•	
	•	•	•	•	•	•	•	
	•	•	•	•	•	•	•	
	•	•	•	•	•	•	•	
	•	•	•	•	•	•	•	
	•	•	•	•	•	•	•	
	•	•	•	•	•	•	•	

大きくなるときは別添とする。

- 3 「9 (3) 土木工事の工種数量」について  
 (1) 合計金額は、「8 (1) 事業に要する経費」の金額と合致させる。  
 (2) 数量は規格毎に算出し工種ごとに小計を入れる。

(例)

工種	規格	数量	単価	金額	備考
準備工		1.0 式	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円	
切土		〇〇〇〇m <sup>3</sup>	〇〇〇〇		
盛土		〇〇〇〇m <sup>3</sup>	〇〇〇〇		
道路工	幅員〇m				
〇〇工					
計					

注  
意  
事  
項  
及  
び  
記  
載  
例

(4) 切土

ア 切土勾配

イ 切土の方法及び法面保護

(5) 盛土又は捨土

ア 盛土又は捨土の勾配

イ 盛土又は捨土の方法及び法面保護

ウ 盛土の管理体制（開発行為の目的が「その他（土砂埋立）等」（高盛土等）の場合に記載）

(6) その他

注 意 事 項 及 び 記 載 例	<p>1 「9(4)ア 切土勾配」、「9(5)ア 盛土又は捨土の勾配」について</p> <p>(1) 仕上がり勾配の適用基準や設計方針等を記載する。</p> <p>(2) 開発行為の過程で暫定的な勾配を設ける場合又は、部分的に箇所毎に異なる部分のあるときは理由を説明し、防災計画平面図に位置を示す。</p> <p>(3) 最大切土高と盛土高の該当箇所を記載する。 (例) 最大切土高 □□m、横断図NO.○○、最大盛土高 □□m、横断図NO.○○ 等</p> <p>2 「9(4)イ 切土の方法及び法面保護」は、切取の順序、小段の幅、高さ、排水施設等の基準、法面保護の方法を記載する。</p> <p>3 「9(5)イ 盛土又は捨土の方法及び法面保護」について</p> <p>(1) 盛土又は捨土を行う前の地盤改良の方針、運土計画(仮置方法含む)、時期、周辺区域からの雨水流入対策、施工前の地盤の段切り、盛土内排水対策、盛土材料の確認方法、締固めの方法、小段の幅、高さ、排水施設等の基準、のり面保護の方法を記載する。</p> <p>(2) 捨土を事業区域外で処理する場合は、処分先、処分方法等を記載する。</p> <p>(3) 開発行為の目的が「その他(土砂埋立)等」の場合において、盛土の安定性の照査は「林道技術基準」(平成10年3月4日付け9林野基第812号林野庁長官通知)及び「道路土工・盛土工指針」(社団法人日本道路協会)に準拠し、特に盛土の構造が次のような場合には、安定計算等により安全性の確認方法等を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ15mを超える盛土(高盛土)</li> <li>・急な法面勾配の盛土</li> <li>・流水、湧水、浸透水等の影響を受ける盛土</li> <li>・不安定な基盤地盤上の盛土</li> <li>・基礎地盤に馴染まない長い薄層の盛土</li> <li>・人家、学校、道路等に隣接する盛土</li> </ul> <p>(4) 盛土安定計算等をした場合は、安定計算の適用基準と方法、計算因子(土質定数、設計水平震度等)、及び解析結果を記載する。</p> <p>4 「9(5)ウ 盛土の管理体制」は、盛土材料の土質定数の試験方法及び頻度や、安定処理等の盛土品質管理等の具体的な管理方法を記載する。</p> <p>5 「9(6) その他」について</p> <p>(1) その他の土木工事の設置、施行の基準を記載する。 例えば道路の構造・公園・下水道等の設置基準等も記載する。</p> <p>(2) 開発行為の目的が「土石等の採掘」の場合は、①採取する岩石の種類、②採掘の方法、③採掘手段(使用機械の名称、台数、能力等)、④運搬機械(名称、台数、能力等)等について記載する。</p>
---	--

10 防災施設計画

(1) 防災施設等の工種・数量

区 分	工 種	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
				円	円	

1 「10(1) 防災施設等の工種数量」について

(1) 各工種は規格毎に分類し、小計をとる。

(2) 合計金額は「8(1) 事業に要する経費」の金額と合致させる。

(例)

区 分	工 種	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
法面保護・ 緑化工	よう壁工					
	法 枠 工					
	種子吹付					
	〇〇〇工					
	計					
埋 設 工	暗 渠 工	礫	m			
	暗 渠 工	φ200有孔	m			
		φ300有孔	m			
	小 計		m			
	フ ト ン 管					
	〇〇〇〇工					
	計					
排水施設工	ヒューム管工	φ300	m			
		φ600	m			
	小 計					
	U型水路工	U-240	m			
		U-300	m			
	小 計					
	〇〇〇〇工					
	計					
土砂流出 防止施設・ 洪水調節工	えん堤工					
	洪水調整池					
	沈砂池					
	〇〇〇〇工					
	計					
合計						

注  
意  
事  
項  
及  
び  
記  
載  
例

(2) よう壁等の設計根拠

(3) フトン竈等埋設工の設計根拠

(4) 排水施設計画

ア 排水施設計画取りまとめ表

ブ ロ ッ ク 番 号	流出係数別集水面積						雨水流出量			排 水 施 設						安 全 率 Q2/Q1	備 考
	裸 地 0.9	草 地 0.8	山 地 0.7	原 野 0.6	河 川 1.0	池 沼 0.7	集 水 面 積 A	流 出 係 数 f	雨 水 流 出 量 Q1	種 類	断 面 積 a	径 深 R	粗 度 係 数 n	勾 配 I	流 速 V		
	ha	ha	ha	ha		ha		m <sup>3</sup> /S		m <sup>2</sup>				m/S	m <sup>3</sup> /S		

イ 雨水流出量算出根拠

ウ 排水施設流量の算出根拠

注  
意  
事  
項  
及  
び  
記  
載  
例

- 1 「10(2) よう壁等の設計根拠」について  
 (1) 設置の考え方、適用基準、設計に使用した因子、土質試験の結果等を記載する。  
 (2) 安定計算の数値は、「開発許可基準の運用細則」各項の基準を満たすものとする。  
 (3) 資料の多い場合は別添とする。  
 (例) 資料No. ○ (○○○○) のとおり
- 2 「10(3) フトン管等埋設工の設計根拠」はフトン管、暗渠工、堅排水溝、その他埋設工の構造決定の根拠、設置箇所選定の基準等を記載する。  
 (例) フトン管工等は、宅地造成等規制法の宅地造成技術マニュアルに準拠し、フトン管工の高さは盛土高の1/5以上の高さとし、間隔は50～100m程度等とする。等(資料の多い場合は別添とする。)
- 3 「10(4) ア 排水施設計画取りまとめ表」は、ブロック数が多い場合は別表とする。
- 4 「10(4) イ 雨水流出量算出根拠」、「10(4) ウ 排水施設流量の算出根拠」について  
 (1) 原則として次式により算出する。  
 $Q_1 = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$   
 $[Q_1 = \text{雨水流出量}(\text{m}^3/\text{s}), f = \text{流出係数}, r = \text{設計雨量強度}(\text{mm}/\text{hr}), A = \text{集水区域面積}(\text{ha})]$   
 $f$  (流出係数) は、次表を参考として面積を加重平均したものをを使用すること。

土 地	係数	土地利用の参考例
1 宅地その他の樹林地又は草地でない土地(5及び6の土地を除く。)	0.9	宅地、市街地、工業団地、駐車場、裸地等
2 ゴルフ場その他の草地であって、平らでない土地(5及び6の土地を除く。)	0.8	ゴルフ場、放牧場、採草地、主に草本で緑化された人工法面等
3 山林その他の樹林地であって、平らでない土地(5及び6の土地を除く。)	0.7	山地、森林、丘陵地
4 原野その他の樹林地又は草地であって、平らな土地(5及び6の土地を除く。)	0.6	原野(未利用草地、樹林地(平地)、畑等
5 河川その他の水を流出させるための利用に供されている土地(6の土地を除く。)	1.0	河川、水路、調整池等
6 池沼、水田その他の雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する効果のある用に供されている土地	0.7	池沼、水田、ため池等
7 太陽光発電パネル自体に供されている土地	1.0	太陽光発電パネル

設計雨量強度(r) は、次表の単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とすること。

ただし、調整池を介さない流域において、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いること。また、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設)等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。

なお、「保全対象が事業区域に隣接する」とは、事業区域の下流側50m以内に保全対象が存在することをいう。

流域面積	単位時間 (雨水到達時間)	本県で想定される雨量強度
50 ha以下	10分	(様式2)別紙1
50～100 ha	20分	〃
100～500 ha	30分	〃

(雨水流出量算出根拠：例)

$$Q_1 = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

$Q_1$  = 雨水流出量 (m<sup>3</sup>/s)  
 $f$  = 流出係数 (林地=0.00, 草地=0.00, 裸地=0.00を使用)  
 $r$  = 設計雨量強度 = 〇〇〇mm/hr  
 $A$  = 集水区域面積(ha)の計算式で算出した。  
 (排水施設計画取りまとめ表の流出係数は面積加重平均した)  
 (次頁に続く)

エ 流末処理の方法

(5) 土砂流出防止施設計画

ア 土砂流出防止施設計画取りまとめ表

区分番号	ブロットク番号	集水区域の状況				土砂流出量							貯砂施設			安全率	備考			
		状況				裸地			草地又は耕地				種類及び構造	数量 (個)	貯砂量 ( $m^3$ )					
		集水面積 ha	裸地 (ha)	耕地 (ha)	草地 (ha)	林地 (ha)	面積 (ha)	ha 当たり 流出量 ( $m^3$ / 年)	期 間 (年)	土砂 量 ( $m^3$ )	面積 (ha)	ha 当たり 流出量 ( $m^3$ / 年)						期 間 (年)	土砂 量 ( $m^3$ )	土砂 量 ( $m^3$ )
工事中																				
	計																			
工事後																				
	計																			

イ えん堤等の設計根拠

(前頁より続く)

(2) 排水施設の「排水流量」の算出のための流速は原則としてマンニング公式を使用する。なお、流速は、原則として0.2～6.0m/secとし、6m/secを超える流速については、「落差工」等のウォータークッションを設けて水路勾配を緩にし、流速を減ずるような方法又は排水断面を2倍以上にする等の措置を講ずる。

(排水流量の算出根拠：例)

$$Q_2 = V \cdot a \quad [Q_2 \text{ 排水流量}(\text{m}^3/\text{sec}), V: \text{流速}(\text{m}/\text{sec}), a: \text{断面積}(\text{m}^2)]$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad [V: \text{流速}(\text{m}/\text{sec}), n: \text{粗度係数}, R: \text{径深}, I: \text{勾配}] \text{ の計算式で算出}$$

した。(使用因子は、「排水施設計画取りまとめ表」のとおり。)

(3) 「安全率」について

ア 一般に土砂などの堆積による通水断面の縮小を考慮して設計上の計算で得られたものに対して少なくとも20%の余裕を見込む。

「設計上の計算で得られたもの」については雨水流出量Q1であると解釈し、安全率は、1.20以上として小数点以下第三位を切捨てて算出する。

イ 特に豪雨の際に大量の土、木片などが流入するおそれのある場合は、さらに十分な通水断面積を考慮する。

(4) 事業区域に流入する残流域がある場合は、残流域から雨水排水施設への流入部に谷止工等の土砂貯留施設及びスクリーン等を計画する。また、残流域が2ha以上の場合は原則として谷止工等を計画する。

5 「10(4)エ 流末処理の方法」について

(1) どのような排水施設をどこに接続し処理するか説明する。

(2) 接続する河川の管理者と協議した結果等の資料についても添付し、説明を記載する。

(流末処理の方法：例)

ヒューム管φ○○○のものを○○町管理の○○川に接続し、放流する。

○○川の管理者である○○町とは、資料No.○のとおり○年○月○日付けで協議済みである。

6 「10(5)ア 土砂流出防止施設計画取りまとめ表」について

(1) 「工事中」と「工事後」に分けて作成、記載する。ブロック数の多い場合は別表とする。

(2) 「土砂流出量」は、次表を標準とし、地形、地質、工事内容等を勘案して決定する。

地 表 の 状 態	1 ha 当たり土砂流出量 (m <sup>3</sup> /年)
裸地、荒廃地等	200・400・600
皆伐地草地等	15
普通 の 林 地	1

[注] ①工事によりかき起した面積については裸地に準ずる。

②「裸地、荒廃地等」については、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200 (m<sup>3</sup>/年)、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600 (m<sup>3</sup>/年)、それ以外の場合では400 (m<sup>3</sup>/年) とする。

③生産土砂量は、工事期間に応じて月割で算定する。ただし、4ヶ月以下は一律に4ヶ月として計算する。

④流出土砂については可及的に各部分で抑止するようにし、人家、その他公共的施設の近くでは、5年分以上、その他については、3年分以上の土砂貯留施設を設ける。

(次頁に続く)

注  
意  
事  
項  
及  
び  
記  
載  
例

(6) 洪水調整計画

ア 概要

(ア) 流域変更

(イ) 洪水調節の方式

(ウ) 洪水調整池の配置

(エ) 洪水調整池諸元一覧表

項目		基準値	計算結果		備考
			1号	2号	
流出係数	森林	0.7			
	造成緑地	0.8			
	〇〇用地				
	加重平均				
降雨確率		30年			
降雨時到達時間(分)					
比流量(m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup> )					
集水面積(ha)					
直接放流面積(ha)					
放流量	開発前洪水流量(m <sup>3</sup> /s)				
	開発後洪水流量(m <sup>3</sup> /s)				
	許容放流量(m <sup>3</sup> /s)				
	計画放流量(m <sup>3</sup> /s)				
計画容量	土砂流入量(m <sup>3</sup> )				
	堆砂容量(m <sup>3</sup> )				
	必要調整容量(m <sup>3</sup> )				
	調整池容量(m <sup>3</sup> )				
計画高	常時水位高(N. W. L) (m)				
	計画洪水水位高(H. W. L) (m)				
	異常洪水水位高(H. H. W. L) (m)				
洪水吐	洪水吐流量(m <sup>3</sup> /s)				
	計画洪水吐流量(m <sup>3</sup> /s)				
オリフィス(cm)					

(オ) 維持管理

(7) 飛砂、落石、なだれ等の災害防止措置

注  
意  
事  
項  
及  
び  
記  
載  
例

- 7 「10(5)イ えん堤等の設計根拠」について  
(1) 設置の考え方、適用基準、設計に使用した因子、土質試験の結果等を記載する。  
(2) 資料の多い場合は別添とする。  
例 資料No.○(○○○○○)のとおり
- 1 「10(6) 洪水調整計画」は、総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)により策定し、同条施行規則第3条に規定する開発行為届の写し、及び重要調整池の設置等に関する要綱第7条に定める適合審査結果通知の写しを別に添付し、その結果を事業計画書に転記する。  
なお、1ha以下の太陽光発電施設の設置を目的とする開発など、同条例の適用とならない場合には、開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官通知)、及び開発行為の許可基準等の運用について(令和4年11月15日付け4林整治第1188号林野庁長官通知)に基づき洪水調整計画を策定することとし、調整池の設計手法は「重要調整池の設置にかかる技術的基準及び解説(兵庫県)」、調整池の構造は「重要調整池に関する構造マニュアル(兵庫県)」を準用する。
- 2 「10(6)ア(ア) 流域変更」は、流域変更の有無を記載する。流域変更は原則禁止とするが、やむを得ず流域変更を行う場合はその理由、区域面積、関係水利権者や関係機関との協議結果等を記載し、流域変更箇所がわかる略図を添付する。(別添○○資料のとおりと省略せず、事業計画書の中に含める。)
- 3 「10(6)ア(ウ) 洪水調整池の配置」について  
(1) 洪水調整が合理的に行える施設の配置であることを説明するとともに、開発区域から河川までの水系及び洪水調整池の配置が明確となる略図を添付する。(別添○○資料のとおりと省略せず、事業計画書の中に含める。)  
(2) 直接放流区域がある場合は、概要と関係機関との協議結果等を記載する。
- 4 「10(6)ア(エ) 洪水調整池諸元一覧表」は、洪水調整池が複数ある場合は、1枚にとりまとめるうえ別紙とする。(別添○○資料のとおりと省略せず、事業計画書の中に含める。)
- 5 「10(6)ア(オ) 維持管理」は、管理者及び維持管理方法を簡潔に記載する。  
例 総合治水条例に基づき、□□が管理者となり維持管理する。等

1 1 水の確保等の計画

(1) 水量の確保の必要性等

ア 必要性の有・無及び理由

イ 確保の方法

(2) 水質悪化の防止措置

注 意 事 項 及 び 記 載 例	<p>1 「11(1)ア 必要性有・無及び理由」について</p> <p>(1) 開発区域から取水しているなど周辺における水利用の実態等からみて、当該地が開発されることによって、周辺地の生活又は生産活動のための水の確保に支障が生じるかどうか、その必要性の有無を具体的に記載する。</p> <p>(2) どこの住民がどのように水利用をしているか実態を具体的に記載する。</p> <p>2 「11(1)イ 確保の方法」について</p> <p>(1) 貯水池又は導水路の設置等その措置方法を具体的に記載する。</p> <p>(2) 導水路の設置等により用水を取水する場合は、その水源に係る河川管理者等の同意の状況等についても記載する。</p> <p>3 「11(2) 水質悪化の防止措置」は、土砂の流出による水質の悪化防止のため、工事中の汚濁防止を含めてどのような措置を講じるかを具体的に記載する。</p>
---	---

## 1 2 環境保全計画

(1) 残置森林、造成森林及び造成緑地の面積及び比率

※ 様式第1号「設計説明及び面積等内訳書」に記載のとおり

(2) 森林の配置等

(3) 造成森林及び緑地等の造成方法(植栽樹種、植栽本数等)

(4) 緑化計画(開発行為の目的が「土石等の採掘」の場合に記載)

(様式2)別紙2「緑化計画書」により記載する。

(5) 残置する森林等の維持管理方法

(6) 景観の維持対策

(7) その他

注 意 事 項 及 び 記 載 例	<p>1 「12(1) 残置森林、造成森林及び造成緑地の面積及び比率」について</p> <p>(1) 「設計説明及び面積等内訳書」に記載するものと同じ場合は、省略できる。          なお、省略せずに記載する場合は、様式第1号の附「設計説明及び面積等内訳書記載要領」に準じる。</p> <p>(2) 太陽光発電パネルを用いた発電施設の設置を計画した事業の場合には、「開発行為の許可基準等の運用について」（令和4年11月15日付け4林整治第1188号林野庁長官通知）の別記5の第3の表を適用し、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上となる時は、表中の森林率について「おおむね25パーセント以上(残置森林率はおおむね15パーセント以上)」を「おおむね60パーセント以上(残置森林率はおおむね15パーセント以上)」と読み替える。</p> <p>2 「12(2) 森林の配置等」は、事業区域周辺部や事業区域内の森林の配置状況を記載する。          (例) 事業区域周辺部は、国道に接する区域は残置森林で40m幅の森林帯を、その他の区域は進入路を除く区域で残置森林と造成森林で幅30mの森林帯を配置した。また、事業区域内には開発行為に係る1箇所当たりの面積がおおむね20ha以下となるよう残置森林と造成森林により30m幅の森林帯を2箇所配置した。等</p> <p>3 「12(3) 造成森林及び緑地の造成方法」について</p> <p>(1) 植栽樹種の選定理由を記載する。          (2) 植栽の樹種、本数、植栽密度等を具体的に記載する。          (3) 使用する種子は、種子名と選定理由を記載する。          (例) 種子は、「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応（兵庫県）」のブラックリスト以外の種子を選定し使用する。等          (4) 事業区域周辺や事業区域内の獣害状況と造成森林及び緑地の獣害対策を記載する。</p> <p>4 「12(4) 緑化計画」は、開発行為の目的が「土石等の採掘」にあつては、環境の保全と創造に関する条例第108条の2第1項に規定する土石採取等遵守基準に基づき緑化計画を策定することとし、別紙「緑化計画書」に具体的に記載する。</p> <p>5 「12(5) 残置する森林等の維持管理方法」は、申請書に添付する様式第6-1号及び様式第6-2号の「残置森林等の管理に関する誓約書」に基づく維持管理に基づき、具体的に記載する。</p> <p>6 「12(6) 景観の維持対策」は、景観を維持する必要がある場合に、景観保全のための手法を具体的に記載する。</p> <p>7 「12(7) その他」は、環境保全等に関する関係市町等との協定締結の有無について記載し、必要により関係資料を添付する。          (例) 資料No ○ 「○○○に関する協定書」のとおり、○年○月○日付けで○○市と□□についての協定を締結している。</p>
---	--

1 3 その他参考となる事項

(1) その他

注  
意  
事  
項  
及  
び  
記  
載  
例

1 「13(1) その他」について

(1) 開発行為の目的が「土石等の採掘」の場合は、過去の採取実績表（過去3ヶ年分以上）を資料として添付する。

(2) 開発行為の対象となっていない施設（例下記）の管理者の取得状況を下の例を参考にして記載する

(例)

種 別	管 理 者	同 意 年 月 日	摘 要
給水施設(上水道)		・ ・	資料No.○のとおり
排水施設(下水道)		・ ・	〃
消防水利施設		・ ・	〃
取付先道路		・ ・	〃
放流先水路		・ ・	〃
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
※ 教育施設		・ ・	
※ 電気施設		・ ・	
※ ガス施設		・ ・	
※ 輸送施設		・ ・	

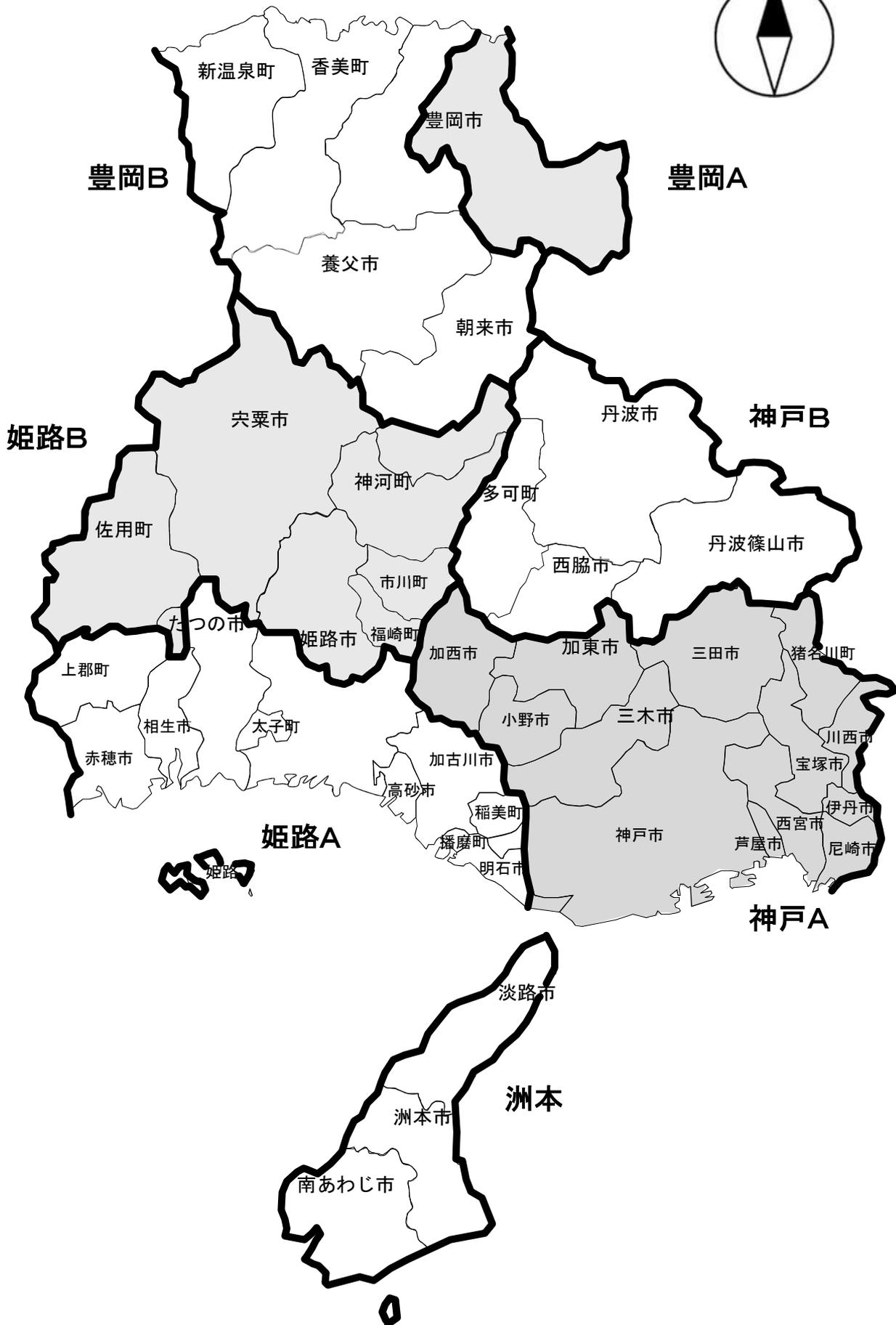
※印の施設の同意は、20ha未満の開発行為の場合は不要です。

## 降雨強度式、雨量強度の一覧表

## 適用地域

地区名	県民局名	事務所名	地 域
神戸A	神戸	神戸	神戸市(明石川流域以東)
	阪神北	阪神	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡猪名川町
	東播磨	加古川	明石市(明石川流域以東)
	北播磨	加東	三木市、小野市、加西市、加東市
神戸B	北播磨	加東	西脇市、多可郡多可町
	丹波	丹波	丹波篠山市、丹波市
姫路A	神戸	神戸	神戸市(明石川流域から西側)
	東播磨	加古川	明石市(明石川流域から西側)、加古川市、高砂市、加古郡稲美町、加古郡播磨町
	中播磨	姫路	姫路市(夢前町・安富町・香寺町は除く)
	西播磨	光都	相生市、赤穂市、たつの市(千種川流域は除く)、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町
姫路B	中播磨	姫路	姫路市(夢前町・安富町・香寺町)、神崎郡市川町、神崎郡福崎町、神崎郡神河町
	西播磨	光都	宍粟市、たつの市(千種川流域)、佐用郡佐用町
	但馬	朝来	朝来市(市川流域)
豊岡A	但馬	豊岡	豊岡市(竹野町・日高町は除く)
豊岡B	但馬	豊岡	豊岡市(竹野町・日高町)、美方郡香美町、美方郡新温泉町
		朝来	養父市、朝来市(市川流域は除く)
洲本	淡路	洲本	洲本市、南あわじ市、淡路市

適用区分地図



(別表 1)

## 降雨強度式・雨量強度の一覧表

算出式

$$r \text{ (mm)} = \frac{a}{(t^n + b)}$$

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a							
			b							
			n	431.4	517.7	572.2	629.4	533.5	586.9	368.8
				1.374	1.374	2.507	2.507	2.166	2.166	0.972
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
2	10			80.6	96.7	80.0	88.0	78.4	86.2	89.2
	20			58.2	69.9	57.9	63.7	56.0	61.6	67.7
	30			47.6	57.1	47.0	51.8	45.1	49.6	57.2
	40			41.0	49.2	40.3	44.3	38.5	42.3	50.5
	60			33.1	39.7	32.1	35.3	30.5	33.6	42.3
	80			28.3	34.0	27.2	29.9	25.7	28.3	37.2
	100			25.0	30.1	23.8	26.2	22.5	24.8	33.6
	120			22.6	27.2	21.3	23.5	20.1	22.2	30.9

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a							
			b							
			n	505.3	606.4	674.4	741.8	612.8	674.1	426.3
				1.405	1.405	2.809	2.809	2.269	2.269	0.965
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
3	10			93.8	112.6	90.5	99.6	88.7	97.5	103.3
	20			67.9	81.5	66.3	72.9	63.6	69.9	78.4
	30			55.5	66.6	54.1	59.5	51.4	56.5	66.2
	40			47.9	57.5	46.5	51.1	43.9	48.3	58.5
	60			38.7	46.4	37.2	40.9	34.8	38.3	48.9
	80			33.1	39.7	31.6	34.7	29.4	32.4	43.0
	100			29.3	35.1	27.7	30.5	25.7	28.3	38.9
	120			26.5	31.8	24.9	27.3	23.0	25.3	35.8

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a							
			b							
			n	586.0	703.2	788.7	867.6	705.2	775.7	484.7
				1.405	1.405	3.106	3.106	2.439	2.439	0.952
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
5	10			108.8	130.6	101.8	112.0	99.6	109.6	117.8
	20			78.8	94.5	75.3	82.8	71.9	79.1	89.4
	30			64.4	77.3	61.8	68.0	58.3	64.1	75.4
	40			55.5	66.6	53.3	58.6	49.9	54.9	66.6
	60			44.8	53.8	42.8	47.1	39.7	43.7	55.7
	80			38.4	46.1	36.4	40.0	33.6	36.9	49.0
	100			34.0	40.8	32.0	35.2	29.4	32.3	44.3
	120			30.7	36.8	28.7	31.6	26.3	29.0	40.7

確率年	洪水到達時間t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本	
		係数	a								
											b
				638.5	766.2	856.4	942.0	759.9	835.9	533.6	
				1.465	1.465	3.197	3.197	2.473	2.473	1.065	
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50	
7	10			117.2	140.7	109.3	120.2	106.8	117.5	126.2	
	20			85.1	102.2	81.1	89.2	77.2	84.9	96.4	
	30			69.7	83.6	66.6	73.3	62.7	68.9	81.6	
	40			60.2	72.2	57.5	63.3	53.6	59.0	72.2	
	60			48.6	58.4	46.2	50.9	42.7	47.0	60.6	
	80			41.7	50.0	39.4	43.3	36.1	39.7	53.3	
	100			36.9	44.3	34.6	38.1	31.6	34.8	48.2	
	120			33.3	40.0	31.1	34.2	28.4	31.2	44.4	

確率年	洪水到達時間t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係数	a							
			n							
				691.8	830.2	931.3	1,024.4	820.6	902.7	582.9
				1.498	1.498	3.336	3.336	2.596	2.596	1.148
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
10	10			126.3	151.5	116.7	128.4	113.4	124.7	135.2
	20			91.8	110.2	87.0	95.7	82.4	90.6	103.7
	30			75.2	90.3	71.7	78.9	67.0	73.7	88.0
	40			65.0	78.0	62.0	68.1	57.4	63.2	78.0
	60			52.6	63.1	49.9	54.9	45.8	50.4	65.5
	80			45.0	54.0	42.5	46.8	38.8	42.7	57.8
	100			39.9	47.9	37.4	41.2	34.0	37.4	52.3
	120			36.1	43.3	33.7	37.0	30.5	33.5	48.2

確率年	洪水到達時間t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係数	a							
			n							
				845.0	1,014.0	1,142.4	1,256.6	991.5	1,090.7	732.9
				1.553	1.553	3.578	3.578	2.715	2.715	1.368
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
30	10			152.7	183.2	139.0	152.9	134.8	148.3	161.8
	20			111.4	133.6	104.4	114.8	98.3	108.2	125.5
	30			91.4	109.6	86.3	95.0	80.2	88.2	107.1
	40			79.0	94.8	74.8	82.3	68.8	75.7	95.3
	60			63.9	76.7	60.4	66.5	55.0	60.5	80.4
	80			54.8	65.8	51.6	56.7	46.6	51.3	71.1
	100			48.6	58.3	45.5	50.0	40.9	45.0	64.5
	120			43.9	52.7	40.9	45.0	36.7	40.3	59.5

確率年	洪水到達時間t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係数	a							
			n							
				1,007.9	1,209.5	1,376.3	1,513.9	1,176.8	1,294.5	898.7
				1.645	1.645	3.815	3.815	2.819	2.819	1.578
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
100	10			179.1	215.0	162.7	179.0	157.7	173.5	189.6
	20			131.3	157.5	123.1	135.4	115.5	127.1	148.5
	30			107.9	129.5	102.2	112.4	94.3	103.8	127.4
	40			93.4	112.1	88.7	97.6	81.1	89.2	113.7
	60			75.7	90.9	71.9	79.1	64.9	71.3	96.4
	80			65.0	78.0	61.5	67.6	55.0	60.5	85.4
	100			57.6	69.1	54.3	59.7	48.3	53.1	77.6
	120			52.2	62.6	48.9	53.8	43.3	47.7	71.7

確率年	洪水到達時間t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係数	a							
			b							
			n	789.6	947.5	1,070.9	1,178.0	930.4	1,023.4	677.8
				1.538	1.538	3.538	3.538	2.700	2.700	1.294
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
20	10			143.1	171.7	130.9	144.0	126.7	139.4	152.1
	20			104.3	125.1	98.2	108.0	92.4	101.6	117.5
	30			85.5	102.6	81.2	89.3	75.3	82.8	100.1
	40			73.9	88.7	70.3	77.3	64.6	71.1	89.0
	60			59.8	71.8	56.8	62.4	51.6	56.8	75.0
	80			51.3	61.5	48.4	53.3	43.7	48.1	66.2
	100			45.4	54.5	42.7	47.0	38.4	42.2	60.0
	120			41.1	49.3	38.4	42.3	34.4	37.9	55.3

確率年	洪水到達時間t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係数	a							
			b							
			n	883.7	1,060.4	1,203.3	1,323.6	1,035.6	1,139.2	772.1
				1.567	1.567	3.687	3.687	2.744	2.744	1.422
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
40	10			159.3	191.1	144.5	158.9	140.2	154.2	168.4
	20			116.3	139.5	108.8	119.7	102.4	112.7	131.0
	30			95.4	114.5	90.2	99.2	83.5	91.9	111.9
	40			82.5	99.0	78.2	86.0	71.7	78.9	99.7
	60			66.8	80.1	63.3	69.6	57.3	63.0	84.2
	80			57.3	68.7	54.1	59.5	48.6	53.5	74.5
	100			50.7	60.9	47.7	52.5	42.6	46.9	67.6
	120			45.9	55.1	43.0	47.2	38.3	42.1	62.4

確率年	洪水到達時間t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係数	a							
			b							
			n	915.0	1,098.0	1,246.9	1,371.6	1,070.5	1,177.6	804.7
				1.594	1.594	3.730	3.730	2.768	2.768	1.462
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
50	10			164.1	196.9	148.9	163.8	144.5	158.9	174.0
	20			120.0	143.9	112.4	123.6	105.6	116.2	135.6
	30			98.5	118.2	93.2	102.5	86.2	94.8	116.0
	40			85.2	102.2	80.8	88.9	74.0	81.4	103.3
	60			69.0	82.8	65.4	72.0	59.2	65.1	87.4
	80			59.2	71.0	55.9	61.5	50.2	55.2	77.3
	100			52.5	62.9	49.3	54.3	44.0	48.4	70.2
	120			47.5	57.0	44.4	48.9	39.5	43.5	64.8

確率年	洪水到達時間t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係数	a							
			b							
			n	940.0	1,128.0	1,279.7	1,407.7	1,097.6	1,207.4	827.9
				1.623	1.623	3.741	3.741	2.770	2.770	1.487
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
60	10			167.7	201.3	152.7	167.9	148.1	162.9	178.1
	20			122.8	147.3	115.2	126.7	108.3	119.1	138.9
	30			100.9	121.0	95.5	105.1	88.3	97.2	118.9
	40			87.3	104.7	82.9	91.2	75.9	83.5	106.0
	60			70.7	84.9	67.1	73.8	60.7	66.7	89.7
	80			60.7	72.8	57.4	63.1	51.4	56.6	79.4
	100			53.8	64.6	50.6	55.7	45.1	49.7	72.1
	120			48.7	58.4	45.6	50.1	40.5	44.6	66.5

確率年	洪水到達時間t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係数	a							
			b							
			n							
				959.6	1,151.5	1,307.2	1,437.9	1,121.3	1,233.4	848.4
				1.619	1.619	3.750	3.750	2.778	2.778	1.506
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
70	10			171.4	205.6	155.8	171.4	151.1	166.2	181.7
	20			125.4	150.5	117.6	129.3	110.5	121.6	141.9
	30			103.0	123.6	97.5	107.3	90.2	99.2	121.5
	40			89.1	107.0	84.6	93.1	77.5	85.2	108.3
	60			72.2	86.7	68.5	75.4	61.9	68.1	91.7
	80			62.0	74.4	58.6	64.4	52.5	57.8	81.2
	100			54.9	65.9	51.7	56.8	46.1	50.7	73.7
	120			49.7	59.7	46.6	51.2	41.4	45.5	68.1

確率年	洪水到達時間t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係数	a							
			b							
			n							
				978.0	1,173.6	1,332.5	1,465.8	1,142.1	1,256.3	866.3
				1.628	1.628	3.775	3.775	2.798	2.798	1.534
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
80	10			174.4	209.2	158.3	174.2	153.5	168.9	184.5
	20			127.6	153.2	119.6	131.5	112.3	123.6	144.2
	30			104.9	125.9	99.2	109.1	91.7	100.9	123.6
	40			90.8	108.9	86.1	94.7	78.8	86.7	110.2
	60			73.6	88.3	69.8	76.7	63.0	69.3	93.4
	80			63.1	75.8	59.6	65.6	53.5	58.8	82.7
	100			56.0	67.2	52.6	57.9	46.9	51.6	75.1
	120			50.6	60.8	47.4	52.2	42.1	46.3	69.4

確率年	洪水到達時間t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係数	a							
			b							
			n							
				994.3	1,193.2	1,353.1	1,488.4	1,164.1	1,280.5	884.0
				1.644	1.644	3.773	3.773	2.850	2.850	1.561
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
90	10			176.8	212.1	160.8	176.9	155.4	170.9	187.2
	20			129.5	155.4	121.5	133.6	113.9	125.3	146.5
	30			106.5	127.7	100.8	110.8	93.1	102.4	125.6
	40			92.1	110.6	87.5	96.2	80.0	88.0	112.1
	60			74.7	89.7	70.8	77.9	64.0	70.4	95.0
	80			64.1	76.9	60.6	66.6	54.4	59.8	84.1
	100			56.8	68.2	53.4	58.8	47.7	52.5	76.5
	120			51.5	61.7	48.1	53.0	42.8	47.1	70.6

確率年	洪水到達時間t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係数	a							
			b							
			n							
				1,062.2	1,274.6	1,455.0	1,600.5	1,244.0	1,368.4	952.3
				1.682	1.682	3.877	3.877	2.893	2.893	1.617
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
150	10			187.6	225.1	170.8	187.9	165.1	181.6	199.3
	20			137.7	165.2	129.4	142.3	121.2	133.4	156.4
	30			113.3	135.9	107.5	118.3	99.1	109.1	134.2
	40			98.1	117.7	93.4	102.8	85.3	93.8	119.9
	60			79.6	95.5	75.8	83.3	68.3	75.1	101.7
	80			68.3	82.0	64.8	71.3	58.0	63.8	90.2
	100			60.6	72.7	57.2	63.0	50.9	56.0	82.0
	120			54.9	65.8	51.6	56.7	45.7	50.3	75.8

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a							
			b							
			n							
				1,099.9	1,319.9	1,509.5	1,660.5	1,287.7	1,416.5	991.2
				1.701	1.701	3.902	3.902	2.909	2.909	1.650
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
200	10			193.6	232.3	176.7	194.4	170.5	187.6	206.0
	20			142.2	170.6	133.9	147.3	125.3	137.8	161.9
	30			117.0	140.5	111.3	122.5	102.5	112.7	139.1
	40			101.4	121.7	96.8	106.5	88.2	97.0	124.3
	60			82.3	98.7	78.5	86.4	70.6	77.7	105.5
	80			70.7	84.8	67.2	73.9	60.0	66.0	93.6
	100			62.7	75.2	59.3	65.3	52.7	57.9	85.1
	120			56.7	68.1	53.5	58.8	47.3	52.0	78.6

確 率 年	洪水 到達 時間 t(分)	地区		神戸A	神戸B	姫路A	姫路B	豊岡A	豊岡B	洲本
		係 数	a							
			b							
			n							
				1,153.6	1,384.3	1,593.0	1,752.3	1,350.2	1,485.2	1,045.3
				1.730	1.730	3.982	3.982	2.966	2.966	1.686
				0.60	0.60	2/3	2/3	2/3	2/3	0.50
300	10			202.0	242.4	184.7	203.2	177.5	195.2	215.6
	20			148.6	178.3	140.4	154.4	130.7	143.7	169.7
	30			122.4	146.9	116.8	128.5	107.0	117.7	145.9
	40			106.1	127.3	101.6	111.8	92.1	101.3	130.5
	60			86.1	103.3	82.5	90.8	73.8	81.2	110.8
	80			74.0	88.8	70.6	77.7	62.7	69.0	98.3
	100			65.6	78.7	62.4	68.6	55.1	60.6	89.4
	120			59.4	71.3	56.3	61.9	49.5	54.4	82.7

(様式2) 別紙2

## 緑 化 計 画 書

- 1 全体採掘期間 ○○年 ～ ○○年 (○○年間)  
(※採掘開始年次より最終採掘年次まで記載)
- 2 緑化計画工程表 (別紙)
- 3 緑化面積

区 分	開発行為 に係る面積①	緑化面積			開発用地面積 (①-④)
		造成森林②	造成緑地③	計(②+③=④)	
面積(m <sup>2</sup> )					
率 (%)	100				

(※率欄は、開発行為に係る面積に対する率)

### 4 緑化計画

#### (1) 緑化全体計画 (採掘開始年次より最終採掘年次までの緑化計画)

区 分	期 間	面積 (m <sup>2</sup> )	率 (%)	緑化工内容				
				種子吹付 (m <sup>2</sup> )	〇〇〇工 (m <sup>2</sup> )	植栽 <sub>H=3.0m</sub> (本)	植栽 <sub>H=2.0m</sub> (本)	植栽 <sub>H=1.0m</sub> (本)
既造成森林	年～ 年							
既造成緑地	年～ 年							
計画造成森林	年～ 年							
計画造成緑地	年～ 年							
計	年間							

※1 面積計欄は、「3 緑化面積」の緑化面積計欄と一致する。

2 既造成森林、既造成緑地欄は、前回開発行為(変更)許可等期間中までに緑化が完了した区域面積であり、また計画造成森林、計画造成緑地欄は、今回開発行為(変更)許可等による期間に緑化を計画している区域面積であり、暫定緑化面積は含まない。

3 率欄は、開発行為に係る面積に対する率とする。

#### (2) 今回開発行為(変更)許可申請等に係る工期の緑化年次計画 (暫定緑化を含まない。)

年 次	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	計	
面 積 (m <sup>2</sup> )							
緑 化 工 内 容	種子吹付(m <sup>2</sup> )						
	〇〇〇工(m <sup>2</sup> )						
	植 栽 (本)	H=3.0m					
		H=2.0m					
		H=1.0m					
		計					
樹種							

(3) 今回開発行為（変更）許可申請等に係る工期の暫定緑化年次計画

(単位 面積：㎡、率：%)

年 次		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次
①	今回申請等の工期中に生じるのり面面積					
②	①で暫定緑化を行う面積					
③	①で遮蔽措置を行う面積					
④	②+③					
⑤	④/①×100					
⑥	上記以外で暫定緑化を行う面積					
②の暫定緑化工種						
③の遮蔽措置工種						

※1 ⑤が、50%未満となる場合は、別紙に理由を記載する。

5 添付図面

年次緑化計画平面図（1/2,500以上、各緑化年次計画区域を色分け区分）

緑化計画工程表（例）

全体採掘期間 ○○年 ～ ○○年（○○年間）

緑化区域	工程 工種	○年度																			
		1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10
	種子吹付																				
	○○○工																				
	ひょうご元気松 植栽																				
進 捗 状 況	緑化面積（㎡）																				
	植栽本数																				

- ※1 工程表は、今回開発行為（変更）許可申請等工期の期間を記入する。
- 2 緑化区域欄には番号を入れ、年次緑化計画平面図の施工区域（緑化工等）を示す番号と一致するように年次緑化計画平面図に番号を記入する。

## 土地所有者等関係権利者の同意書

1 開発行為者氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

2 開発区域に含まれる地域の名称

上記に係る開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施については、異議がないので同意します。

権利の対象物	対象物の所在地	権利の種類	同意年月日	権利者の住所、氏名	印
( )			年 月 日		
( )			年 月 日		
( )			年 月 日		
( )			年 月 日		
( )			年 月 日		
( )			年 月 日		
( )			年 月 日		

- 注 (1) 「権利の対象物欄」は、土地、池沼、建築物等の別を記入し、( ) 内には、土地については地目を、建築物については用途を記入してください。
- (2) 「権利の種類欄」には、所有権、賃借権、その他の権利を記入してください。
- (3) 工事の妨げとなる者の印鑑証明書（法人の場合は、代表者事項証明書も）を裏面に貼付してください。
- (4) 共有等で1人毎に同意書を取った場合は、同意印の欄に「別紙」と記入の上、その同意書を貼付してください。

開発区域の地番一覧表

〔 地域森林計画対象民有林（普通林）  
 地域森林計画対象民有林（保安林）  
 地域森林計画対象民有林外 〕

所在地			地目	所有者		登記済の権利		同意の有無	係る森林の地番	残置森林等の誓約の地番	対象森林内外に重複する地番
(大字)	字	地番		住所	氏名	種類	氏名				
計											

注 1 地域森林計画対象民有林（普通林）、地域森林計画対象民有林（保安林）、地域森林計画対象民有林外ごとに作成する。  
 2 「係る森林の地番」、「残置森林等の誓約の地番」、「対象森林内外に重複する地番」欄は、該当する場合に○印を記入する。

申請者  
工事施行者 の資力、信用及び開発行為施行能力に関する申告書

氏名 (名称及び代表者名)								
住所 (所在地)								
創立(営業)後の沿革等								
登録 法令 による	建築業法 宅地建物取引業法 その他						資本金	万円
							主たる取引 金融機関	
※ 資産の状況								
※納 税 額	税区分 年度区分	法人税又は 所得税	事業税	市町民税	固定資産税	その他	計	
	年度 (前年度)	円	円	円	円	円	円	
	年度 (前々年度)	円	円	円	円	円	円	
職員数	事務職 労務職	人 人	技術職 計	人 人	建設機械 種別台数			
主な役員及び 技術者名	役職名	氏名	年齢	在社年数	資格免許、学歴、その他			
実績 最近の 開発事業に 関する	事業名 (工事名)	事業主 元請の 下請の 区別	場所	面積	許、認可番 号 年月日	着工年月 完成年月	検査済証 交付 年月日	工事高
				m <sup>2</sup>				万円
				m <sup>2</sup>				万円
				m <sup>2</sup>				万円
				m <sup>2</sup>				万円
上記のとおり申告します。 年 月 日 兵庫県知事 様 (兵庫県〇〇県民局長)  申告者氏名								

注 1 工事施行者に係る申告書については、※印の欄は記入を要しない。  
2 別紙に掲げる書類を添付する。

**資力、信用及び開発行為施行能力に  
関する申告書に添付する書類**

区 分	添 付 書 類	申 請 者	
		法 人	法人でない 団体又は 個 人
1 申請者の資力及び 信用に関する書類	(1) 法人の登記事項証明書及び定款 <sup>※1</sup>	○	—
	(2) 団体の規約等組織運営に関する定めをした書類 代表者の氏名	—	○
	(3) 最近の事業年度における財務諸表及び法人事業税に 関する納税証明書	○	—
	(4) 最近の事業年度における所得税に関する納税証明書	—	○
	(5) 所有する固定資産の評価額証明書	—	○
	(6) 預金残高証明書	○	○
	(7) 銀行その他から融資を受ける場合は融資額証明書	○	○
	(8) 宅地建物取引業法第2条第2号の業として行う者は、 同第3条第1項に規定する宅地建物取引業者の免許 を証する書類	○	○
	(9) 印鑑証明書	○	○
	(10) 代表者事項証明書（資格証明書） <sup>※2</sup>	○	—
2 工事施行者の能力 に関する書類	(1) 法人の登記事項証明書及び定款	○	—
	(2) 団体の規約等組織運営に関する定めをした書類 代表者の氏名	—	○
	(3) 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を証 する書類	○	○

※1 (1)定款については、令和4年11月15日付け4林整治第1188号「林野庁長官通知開発行為の許可基準の運用」別記14(7)により、定款の添付が求められています。

※2 (10)代表者事項証明書により、申請者の「代表権に関して制限が無く当該開発行為の権限を有する」ことを確認する必要があります。



## 残置森林等の維持管理に関する協定書

森林法（昭和26年法律第249号、以下「法」という。）の開発許可（以下「林地開発許可」という。）を受けた開発行為（以下「開発行為」という。）に伴い残置又は造成した森林（以下「残置森林等」という。）を適正に維持管理するため、〇〇〇〇（開発行為者等）を「甲」、〇〇自治会を「乙」として、以下の条項により残置森林等の維持管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （区域の表示ほか）

#### 第1条 残置森林等の区域

残置森林等の所在場所	（別添一覧表としてもよい。）
残置森林等の区域	※ 別図のとおり。

#### 2 開発行為の許可年月日等

林地開発許可の年月日 及び番号	
開発行為の完了年月日	

### （協定の期間）

第2条 協定の期間は次のとおりとする。

始期 〇〇年〇〇月〇〇日

終期 〇〇年〇〇月〇〇日 （※10年間を標準とする。）

### （現況の保存）

第3条 甲は、残置森林等の有する環境の保全機能を配慮し、森林以外の土地利用を行わずに現況を保存するものとする。

2 甲は、やむを得ず残置森林等の区域で森林以外の土地利用をしようとするときは、乙と協議のうえ、協定の内容を変更するか又は新たに協定を締結するものとする。

### （森林計画）

第4条 甲は、法第5条に規定する地域森林計画の対象となる残置森林等及び法第10条の5に規定する市町村森林整備計画の対象となる残置森林等においては、当該計画に従って施業することを旨としなければならない。

### （保育と補植）

第5条 甲は、下草の繁茂や立木の疎密状態など残置森林等の状況に応じ、下刈や間伐など適切な保育作業を行うほか、立木の枯損などにより残置森林等の公益的機能が低下したときは、適切な種類の樹木を適切な時期に補植するよう努めるものとする。

### （伐採及び伐採後の造林の届出）

第6条 甲は、法第5条に規定する地域森林計画の対象となる残置森林等の区域で立木を伐採をするときは、法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書を〇〇市（町）長に提出しなければならない。

### （承継）

第7条 甲は、残置森林等の所有権その他森林（等）を利用する権利を他に譲渡するときは、この協定事項を当該権利者に承継します。

### （法令の遵守）

第8条 甲は、残置森林等に関して法令に定める規定があるときは、当該法令の規定を遵守しなければならない。

(その他)

第9条 甲は、この協定の期間が終了したときは、乙と協議のうえこの協定内容に準じた協定を締結するよう努めるものとする。

2 残置森林等の取扱いでこの協定に定めのない事項については、甲、乙が協議をしてその取扱いを定めるものとする。

この協定締結の証として本証2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとし、甲は、その写しを県民局長に提出することとする。

年 月 日

甲	住所 氏名	( 開発行為者 )
	( 住所 氏名	( 森林所有者 )
乙	住所 氏名	( 自治会長 )

※ 1 添付する平面図及び位置図は、森林法による開発許可事務取扱要綱別表2の残置森林等配置図及び位置図に準じて作成すること。

## 残置森林等の管理に関する誓約書

年 月 日

兵庫県知事（兵庫県〇〇県民局長） 様  
※1（林地開発許可申請者）

※1住 所

※1氏 名 ※2印  
電話（ ） — 番  
電子メール

次の残置森林、造成森林及び造成緑地（以下「残置森林等」という。）について、下記のとおり維持管理することを誓約します。

ただし、この誓約書に関わらず、開発行為完了後に地元自治会と残置森林等の維持管理に関する協定（別記様式）を締結した場合は、その協定内容に従います。

残置森林等の所在場所	※3
残置森林等の区域	別添図面のとおり（※4）

### 記

（残置森林等の保存）

- 1 残置森林及び造成森林は森林として、造成緑地は緑地として維持管理し、他の用途に転用しません。

（地域森林計画の遵守）

- 2 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。

（造林の実施）

- 3 残置森林のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適した樹種を適期に植栽します。

（保育の実施）

- 4 残置森林等について適切な保育管理を行います。

（伐採の届出）

- 5 地域森林計画の対象となる森林の区域で残置森林等の立木を伐採する場合は、あらかじめ、森林法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書を管轄する市（町）長に届出ます。

（誓約事項の承継）

- 6 残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡するときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

- ※注 1 当該残置森林等を利用する権原を有した権利者が開発許可申請者以外の者である場合は、利用する権原を有する者ごとに開発許可申請者あてに誓約し、この誓約を受けた開発許可申請者は当該残置森林等を含めてすべてを知事あてに誓約する。  
2 開発許可申請者から県知事（県民局長）あての誓約については、押印は要さない。  
3 残置森林等の所在する地番は、全て記入すること。なお、欄内に入りきれない場合は別紙とする。  
4 添付図面の作成は別表2による。

### 残置森林等の維持管理に関する協定書

森林法（昭和26年法律第249号、以下「法」という。）の開発許可（以下「林地開発許可」という。）を受けた開発行為（以下「開発行為」という。）に伴い残置又は造成した森林 ※（及び緑地）（以下「残置森林等」という。）を適正に維持管理するため、〇〇〇〇（開発行為者等）を「甲」、〇〇自治会を「乙」として、以下の条項により残置森林等の維持管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

#### （区域の表示ほか）

##### 第1条 残置森林等の区域

残置森林等の所在場所	（別添一覧表としてもよい。）
残置森林等の区域	※ 別図のとおり。

##### 2 開発行為の許可年月日等

林地開発許可の年月日 及び番号	
開発行為の完了年月日	

#### （協定の期間）

第2条 協定の期間は次のとおりとする。

始期 〇〇年〇〇月〇〇日

終期 〇〇年〇〇月〇〇日 （※10年間を標準とする。）

#### （現況の保存）

第3条 甲は、残置森林等の有する環境の保全機能を配慮し、森林（及び緑地）以外の土地利用を行わずに現況を保存するものとする。

2 甲は、やむを得ず残置森林等の区域で森林（及び緑地）以外の土地利用をしようとするときは、乙と協議のうえ、協定の内容を変更するか又は新たに協定を締結するものとする。

#### （森林計画）

第4条 甲は、法第5条に規定する地域森林計画の対象となる残置森林等及び法第10条の5に規定する市町村森林整備計画の対象となる残置森林等においては、当該計画に従って施業することを旨としなければならない。

#### （保育と補植）

第5条 甲は、下草の繁茂や立木の疎密状態など残置森林等の状況に応じ、下刈や間伐など適切な保育作業を行うほか、立木の枯損などにより残置森林等の公益的機能が低下したときは、適切な種類の樹木を適切な時期に補植するよう努めるものとする。

#### （伐採及び伐採後の造林の届出）

第6条 甲は、法第5条に規定する地域森林計画の対象となる残置森林等の区域で立木を伐採をするときは、法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書を〇〇市（町）長に提出しなければならない。

#### （承継）

第7条 甲は、残置森林等の所有権その他森林（等）を利用する権利を他に譲渡するときは、この協定事項を当該権利者に承継します。

#### （法令の遵守）

第8条 甲は、残置森林等に関して法令に定める規定があるときは、当該法令の規定を遵守しなければならない。

(その他)

第9条 甲は、この協定の期間が終了したときは、乙と協議のうえこの協定内容に準じた協定を締結するよう努めるものとする。

2 残置森林等の取扱いでこの協定に定めのない事項については、甲、乙が協議をしてその取扱いを定めるものとする。

この協定締結の証として本証2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとし、甲は、その写しを県民局長に提出することとする。

年 月 日

甲	住所 氏名	( 開発行為者 )
	( 住所 氏名	( 森林所有者 )
乙	住所 氏名	( 自治会長 )

- ※ 1 ( ) 内は、残置森林等の管理に関する誓約書における残置森林等に造成緑地が含まれる場合に適用する。
- 2 添付する平面図及び位置図は、森林法による開発許可事務取扱要綱別表2の残置森林等配置図及び位置図に準じて作成すること。

## 他法令との関係及び手続き状況

(1) 許・認可関係

番号	法令種	該当の有無	許認可済	申請中	届	年月日
1	河川法					
2	都市計画法					
	市街化区域					
	市街化調整区域					
	その他					
3	自然公園法					
4	土地収用法					
5	道路法					
6	鉱業法					
7	採石法					
8	砂利採取法					
9	宅地造成及び特定盛土等規制法 (旧宅地造成等規制法)					
10	農振法					
11	農地法					
12	文化財保護法					
13	土壌汚染対策法					
14	総合治水条例					
15	太陽光発電施設等と 地域環境との調和に関する条例					
16	森林法 (森林の土地の所有者となった旨の届出)					
※	(その他参考法令等)					

(2) 協議関係

番号	協議事項	該当の有無	協議	届	年月日
1					
2					
※	(その他参考協議等)				

注 (1) 該当するものに○を附すること。  
 (2) 該当する許可、協議する関係の書類を添付すること。



開発行為により直接影響を受けると見込まれる水利権者等の同意一覧表

種 別	代 表 者	同 意 年 月 日	摘 要
○ ○ 水 利 権		. .	
○ ○ 水 利 権		. .	
○ ○ 漁 業 組 合		. .	
○ ○ 漁 業 組 合		. .	

兵庫県指令 第 号

申請者住所  
氏名

年 月 日付けで申請のあった下記の開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定により、次の条件を付けて許可します。

年 月 日

〔 兵庫県知事  
兵庫県〇〇県民局長 〕印

開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町 (大字) ほか 字 (大字) ほか 番 字ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
開 発 行 為 の 着手予定年月日	年 月 日
開 発 行 為 の 完了予定年月日	年 月 日

許可に付する条件：別紙（裏面）のとおり

（教示）

この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、審査請求に代えて、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に対して、裁定の申請をすることができます。また、この場合の訴えについては、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

兵庫県指令 第 号

申請者住所  
氏名

年 月 日付で変更申請のあった下記の開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定により、次の条件を付けて変更許可します。

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 印

開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町(大字) ほか 字 (大字) ほか 番 字ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
開発行為の 着手(予定)年月日	年 月 日
開発行為の 完了予定年月日	年 月 日
既許可の番号 及び年月日	兵庫県指令 第 号・ 年 月 日

許可に付する条件：別紙（裏面）のとおり

(教示)

この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、審査請求に代えて、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に対して、裁定の申請をすることができます。また、この場合の訴えについては、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

## 許可に付する条件

以下の条件に従って開発行為を行わない場合は、この許可を取り消すことがある。

- 1 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 2 本県職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 3 開発行為に着手及び完了したときは、遅滞なく兵庫県〇〇県民局長に届け出ること。  
また、本県職員が開発行為の施行結果に関する確認を行う場合にはこれを拒否しないこと。
- 4 許可後完了するまでの間、許可を受けた翌月以降の〇月末現在の施行状況について、その翌月の10日までに、兵庫県〇〇県民局長に報告すること。（年1回以上定期的に報告）
- 5 開発行為を中止し又は廃止したときは、遅滞なく兵庫県〇〇県民局長に届け出るほか、その指示に従って防災措置を講じるとともに、本県職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 6 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行ったとき、又は開発許可に基づく地位を第三者に承継したときは、遅滞なく兵庫県〇〇県民局長に届け出ること。
- 7 開発行為の内容を変更するときは、変更の許可申請又は変更の届出を行うこと。
- 8 開発行為の施行中においては、災害の防止に万全を期すること。万一災害が発生しあるいは発生する恐れがある場合は、適切な措置を講じるとともに、遅滞なく兵庫県〇〇県民局長に届け出ること。
- 9 えん堤、洪水調節池、沈砂池等の防災施設の設置を先行することとし、主要な防災施設の設置が完了し、本県職員が確認を行うまでの間は他の開発行為を施行しないこと。
- 10 排水施設、洪水調節池、沈砂池等の機能維持のため、開発行為の施行中に当該施設に堆積した土砂の撤去等の適切な維持管理を行うこと。
- 11 開発行為の状況に応じ、施行中埋設する工作物については視認できる期間中に写真等により施行状況を報告すること。

※ 許可に付する条件は、これに固執することなく、具体的案件に即した条件を追加、変更して差し支えない。

※ 許可に付する条件の追加、変更の記載例

(施行状況報告の記載例)

4 許可後完了するまでの間、許可を受けた翌月以降の3月末及び9月末現在の施行状況について、その翌月の10日までに、兵庫県〇〇県民局長に報告すること。

ただし、防災施設の設置が完了するまでの間は、許可を受けた翌月以降の月末現在における施行状況について、その翌月の10日までに、毎月、兵庫県〇〇県民局長に報告すること。

開発行為の目的が(その他「土砂埋立」)等(高盛土)の場合の記載例

1 開発行為は、次の(1)から(2)に定めるほか、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。

(1) 残土搬入にあたっては、あらかじめ本県職員による防災施設等の完了確認並びに残土搬入の承認を受けるとともに、下流に対する安全を確認した上で行うこと。

(2) 申請書に添付の盛土安定計算に用いている土砂の土質定数(単位体積重量、粘着力、内部摩擦角)を下回る残土を搬入することのないよう、管理体制を整えること。

また、残土搬入後完了するまでの間、毎年9月に残土の土質調査を実施して、その翌月の10日までに土質調査結果を兵庫県〇〇県民局長に報告すること。万一、本県職員が残土の土質調査を指定した場合には、これを拒否しないこと。

兵庫県指令 第 号

申請者住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった下記の開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第2項の規定により不許可とします。

年 月 日

〔 兵庫県知事  
兵庫県〇〇県民局長 〕 印

開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町 (大字) 字 番 ほか (大字) ほか 字ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的 及び事業の名称	
不許可処分の理由	(例) 森林法第10条の2第2項第〇号に該当すると認められるため。 以下、詳細は別紙記載のとおり。

(教示)

この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、審査請求に代えて、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に対して、裁定の申請をすることができます。また、この場合の訴えについては、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

兵庫県指令 第 号

申請者住所

氏名

年 月 日付けで変更申請のあった下記の開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第2項の規定により不許可とします。

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長

印

開発行為に係る森林の所在場所	市 区 郡 町(大字) 字 番 ほか (大字) ほか 字ほか 筆
開発行為に係る森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的及び事業の名称	
不許可処分の理由	(例) 森林法第10条の2第2項第〇号に該当すると認められるため。 以下、詳細は別紙記載のとおり。

(教示)

この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、審査請求に代えて、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に対して、裁定の申請をすることができます。また、この場合の訴えについては、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

開発行為着手届出書

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長

様

届出者住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 ( ) ー 番

電子メール

森林法第10条の2の規定により許可を受けた開発行為について、下記のとおり着手したので届け出ます。

記

許可番号及び年月日	兵庫県指令 第 号 年 月 日
開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町 (大字) 字 番 ほか (大字) ほか 字ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
開発行為の 着手年月日	年 月 日
開発行為の 完了予定年月日	年 月 日

注：工程表を添付する。

## 開 発 行 為 中 止 届 出 書

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

### 届出者住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 (      )                      一                      番

電子メール

森林法第10条の2の規定により許可を受けた開発行為について、下記のとおり中止したので届け出ます。

### 記

許可番号及び年月日	兵庫県指令                      第                      号                      年                      月                      日			
開発行為に係る 森林の所在場所	市                      区 郡                      町 (大字) ほかに	字                      番 (大字) ほかに	字                      番 ほかに	筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール			
開発行為の目的				
工事着手年月日及び 工事完了予定年月日	着 手	年                      月                      日	完 了	年                      月                      日
中 止 年 月 日	年                      月                      日			
中 止 の 理 由				
再着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手	年                      月                      日	完 了	年                      月                      日
中 止 後 の 措 置				

注 中止後の措置については、防災措置の図面及び計画書等を添付して具体的に説明すること。

## 災 害 発 生 届 出 書

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

届出者住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 (      )                      一                      番

電子メール

森林法第10条の2の規定により許可を受けた開発行為で、下記のとおり災害が発生したので届け出ます。

記

許可番号及び年月日	兵庫県指令                      第                      号                      年                      月                      日
開発行為に係る 森林の所在場所	市                      区 郡                      町(大字)                      字                      番 ほか                      (大字) ほか                      字ほか                      筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
災害発生年月日	年                      月                      日
災害発生区域	
被災状況	
復旧方法	
復旧完了予定年月日	

- 注 1 被災状況は、図面及び写真等で明示する。  
2 復旧方法として、復旧計画書等を添付する。

## 土地の権利譲渡届出書

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

届出者住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 (      )                      一                      番

電子メール

森林法第10条の2の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の権利について、下記のとおり譲渡したので届け出ます。

記

許可番号及び年月日	兵庫県指令	第	号	年	月	日
開発行為に係る 森林の所在場所	市 郡	区 町(大字) ほか	字 (大字)ほか	番 字ほか	筆	
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール					
開発行為の目的						
譲渡に係る土地の所在場所				譲受人の住所・氏名		
市・町	(大字)	字	地番			
譲渡理由						

- 注1 譲受人に関する様式第3号「土地所有者等関係権利者の同意書」を添付すること。  
 2 様式第4号「開発区域の地番一覧表」を添付すること。

開発行為内容変更届出書

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

届出者住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 ( ) ー 番

電子メール

森林法第10条の2の規定により許可を受けた開発行為について、下記のとおり開発行為の内容に変更が生じたので届け出ます。

記

許可番号及び年月日	兵庫県指令 第 号 年 月 日					
開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町(大字) 字 番 ほか (大字) ほか 字ほか 筆					
開発行為に係る 森林の土地の面積	変更前 の面積	ha     	変更後 の面積	ha     	差引減	ha     
開発行為の目的						
変更の理由						
変更の内容						

- 注 1 変更前と変更後を対比する書類及び変更内容を示す書類を添付すること。  
 2 開発行為の施行期間を変更する場合は、変更工程表を添付すること。

## 開 発 行 為 施 行 状 況 報 告 書

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

報告者住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 ( ) ー 番

電子メール

森林法第10条の2の規定により許可を受けた開発行為について、 年 月 日現在の施行状況を下記のとおり報告します。

記

開 発 工 事 名				
許 可 番 号 及 び 年 月 日	兵庫県指令 第 号 年 月 日			
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 区 郡 町 (大字) ほか	字 (大字) ほか	番 字ほか	筆 筆
開発行為に係る森林の面積	ヘクタール			
開 発 行 為 の 目 的				
工事着手年月日及び 工事完了予定年月日	着 手	年 月 日	完 了 予 定	年 月 日
進 捗 率	計 画	%	実 施	%
現 場 責 任 者 の 連 絡 先	住 所 事 業 者 氏 名 (法 人 に あ つ て は 、 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名) TEL  住 所 施 工 者 氏 名 (法 人 に あ つ て は 、 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名) TEL  住 所 設 計 管 理 者 氏 名 (法 人 に あ つ て は 、 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名) TEL			
備 考				

- 注 1 工程表及び施工状況のわかる写真、図面等を添付する。  
 2 備考欄には、変更申請等の予定、中間指導及び完了確認等の実施希望等を記入する。

開発行為に関する工事完了確認証

第 号  
年 月 日

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 様

兵庫県〇〇県民局長

森林法第10条の2の規定により許可を受けた下記の開発行為に関する工事は、確認の結果、許可内容に適合していることを証します。

記

許可番号及び年月日	兵庫県指令 第 号 年 月 日
開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 町 (大字) 字 番 郡 区 町 (大字) ほか (大字) ほか 字ほか 筆 ほか
開発行為の目的	
完了確認年月日	年 月 日
備 考	

様式第17号関連 参考様式第1号

(工事完了届提出時において、植生定着が確認できない場合)

## 緑化に関する確認書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....

電話 ( ) ..... 番

電子メール .....

次の造成森林、造成緑地については、植栽及び種子吹付等の施工直後であり、植生の定着には至っていないため、1年後の 年 月に植生状態を確認し報告します。植生定着に至っていない場合には再度緑化等の措置を行います。

造成森林・造成緑地の の所在場所	※1
造成森林・造成緑地の 区域	別添図面のとおり (※2)

※1 対象となる造成森林・造成緑地の地番を全て記入する。

※2 添付図面の作成は別表2によることとし、対象となる造成森林・造成緑地を明示する。

林 地 開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....

電話 (.....) ..... 番

電子メール.....

森林法第10条の2第1項の規定により、次のとおり開発行為の許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	市 区 郡 町 (大字) 字 番 ほか (大字) ほか 字 ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
開発行為の着手 予定年月日	年 月 日
開発行為の完了 予定年月日	年 月 日
備 考	

注意事項

- 1 「面積」は、実測とし、ヘクタールを単位として小数点4位まで記入してください。
- 2 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その  
手続状況を記載してください。

(申請書裏面)

県 収 入 証 紙 貼 付 欄						
	開発行為に係る 森林の面積	0.5ha～1.0ha	1.0ha～3.0ha	3.0ha～6.0ha	6.0ha～10.0ha	10.0ha以上
	林地開発行為許可	260,000	390,000	510,000	660,000	870,000

※ 手 数 料 欄	
林地開発行為 許可	円

注 ※は、記入しないこと。

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....

電話 ( ) - 番

電子メール .....

森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則第6条の規定により、次のとおり開発行為の内容の変更の許可を申請します。

許可番号及び年月日	兵庫県指令 第 号 年 月 日					
開発行為に係る森林の所在場所	市 区 郡 町 (大字) 字 番 ほか (大字) ほか 字 ほか 筆					
開発行為に係る森林の土地の面積	変更前 の面積		変更後 の面積		差 引 増 減	
開発行為の目的						
変更の理由						
変更の内容						
着手年月日及び完了予定年月日	着 手	年 月 日		完 了 予 定	年 月 日	

(申請書裏面)

県 収 入 証 紙 貼 付 欄									
	開発行為に係る森林の面積	0.1ha未満	0.1ha～ 0.3ha	0.3ha～ 0.6ha	0.6ha～ 1.0ha	1.0ha～ 3.0ha	3.0ha～ 6.0ha	6.0ha～ 10.0ha	10.0ha以上
	ア 新たな森林の編入(a)	86,000	130,000	190,000	260,000	390,000	510,000	660,000	870,000
	イ ア以外の変更(b)	8,600	13,000	19,000	26,000	39,000	51,000	66,000	87,000
	ウ 合計 (a)+(b)								

〈備考〉 (1) ウの合計欄の所定箇所に合計金額を記入すること。

(2) ウの合計額が1件87万円を超える時は87万円とする。

※ 手数料欄			
林地開発行為 変更許可	内 訳	ア	円
		イ	円
	ウ 合計		

注 ※は、記入しないこと。

### Ⅲ 關係要綱・要領等

## 林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続に関する要綱

### (目的)

第1 この要綱は、林地開発による地域紛争の未然防止を図り、開発事業を円滑に進めるため申請者が行う周辺自治会との合意形成に関する手続を定め、地域における森林法の見地からの健全な生活環境の維持（以下「生活環境の維持」という。）を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、「周辺自治会」とは、開発区域の全部又は一部を区域内に有する自治会及び開発区域に隣接し、開発行為により土砂が流出し、又は水の確保に著しい支障が生じるおそれがあると認められる自治会をいう。

### (申請者の責務)

第3 申請者は、林地開発に当たっては、紛争の予防に関し、県及び市町の施策に協力するとともに、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、周辺自治会との良好な関係を損なわないように努めなければならない。

### (開発計画書の提出)

第4 申請者は、開発計画の概要を記載した開発計画書（様式1号）を開発計画に係る森林の区域（2以上の市町にわたる森林区域のうち、最大面積の森林の区域をいう。）を管轄する県民局長に提出しなければならない。

### (周知計画書の提出)

第5 開発計画書を提出した申請者は、周辺自治会に対する開発計画の説明会の開催に関する事項その他開発計画の周知に関して必要な事項を定めた周知計画書（様式2号）を県民局長に提出しなければならない。

### (関係市町長への要請)

第6 県民局長は、第4による開発計画書の提出及び第5による周知計画書の提出があったときは、速やかにその写しを関係市町長に送付し、開発計画及び周知計画の内容に関して申請者への必要な指導を行うよう要請するものとする（様式5号）。

### (周辺自治会への開発計画の周知及び意見書の提出)

第7 申請者は、周知計画に基づく説明会（以下「説明会」という。）の開催等を行い、周辺自治会に対し、開発計画について周知を図らなければならない。

2 申請者は、説明会の開催後、周辺自治会からの生活環境の維持に関する意見書（様式3号）の提出を求めなければならない。

### (開発計画説明会実施報告書の提出)

第8 申請者は、周辺自治会に開発計画の周知を図ったときは、その実施状況について、開発計画説明会実施報告書（様式4号）を県民局長に提出しなければならない。

2 前項の開発計画説明会実施報告書には、周辺自治会からの生活環境の維持に関する意見書を添付しなければならない。

### (合意形成手続の終了)

第9 県民局長は、第8により提出された意見書の内容が林地開発に合意するものである場合は、この合意形成手続を終了する。

- 2 申請者は、第7により提出された意見書の内容に理由があると認めるときは、開発計画の再検討をし、開発計画書を再度県民局長に提出しなければならない。この場合、第5から前項までは、開発計画書の再提出があった場合について準用する。
- 3 申請者が合意形成に対して誠実な努力を行ったにもかかわらず、開発合意に至らない場合であって、県民局長がやむを得ないと認めるときは、この合意形成手続を終了する。

#### (関係市町長の意見)

第10 県民局長は、第9の3の判断をするときは、開発計画説明会実施報告書の写しと周辺自治会からの意見書の写しを関係市町長に送付し、生活環境の維持の見地から開発計画について意見を求めるものとする(様式6号)。

#### (指導又は助言)

第11 県民局長は、生活環境の維持の観点から申請者と周辺自治会との合意形成に関して必要な指導又は助言を行うものとする。

#### (報告の聴取)

第12 県民局長は、この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な範囲において申請者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

#### 附則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という)前に、既に改正前の森林法による林地開発許可事務取扱要綱の別表1の9及び10に規定する自治会の同意書を取得している者にあつては、この要綱を適用しない。
- 3 施行日前に、既に周辺自治会に対して合意形成に関する説明会を行っている者については、既にこの要綱による手続を進めているものとみなし、第7から第12までを準用する。

#### 附則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日に、改正前の「林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続きに関する要綱」第5に基づく「開発計画書」を提出している者にあつては、改正前の要綱を適用する。

#### 附則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

#### 附則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 開 発 計 画 書

年 月 日

兵庫県〇〇〇県民局長

様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 (      )                      ー                      番  
 電子メール

開 発 行 為 の 目 的 及 び 名 称	
開 発 行 為 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 概 要	
生 活 環 境 の 維 持 の た め の 措 置	
そ の 他 の 記 載 事 項	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発計画及び残置又は造成する森林の維持管理の内容を平易に記載した書類</li> <li>・ 位置図、現況図、土地利用計画平面図、防災関係図</li> </ul>

## 周知計画書

年 月 日

兵庫県〇〇〇県民局長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 (      )                      ー                      番  
 電子メール

開 発 行 為 の 目 的 及 び 名 称		
開 発 行 為 の 所 在 場 所		
説明会に 関する事項	開 催 日 時	
	開 催 場 所	
	周 辺 自 治 会 名	
	開 催 の 周 知 方 法	
	配 布 す る 書 類 及 び 図 面 の 名 称	
説 明 会 以 外 の 周 知 方 法		
そ の 他 の 記 載 事 項		
添 付 書 類	・ 周 辺 自 治 会 区 域 図	

意見書

年 月 日

開発申請者 様

自治会名 \_\_\_\_\_

自治会代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 (       )                      ー                      番

電子メール

開発申請者の氏名	
開発行為の名称	
開発行為の所在場所	
意見	

〔注〕 意見は、森林法に基づく許可要件である災害の防止、水害の防止、水の確保（量及び工事に伴う濁り）、環境の保全（森林の確保及び維持管理）に関する見地から、地域における健全な生活環境の維持のための意見を記載するものとする。

ただし、意見の内容は、具体的に記入してください。

開発計画説明会実施報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 ( ) — 番  
 電子メール

開発行為の目的及び名称		
開発行為の所在場所		
説明会に関する事項	開催日時	
	開催場所	
	周辺自治会名	(自治会の権利戸数も記載する)
	参加者	
	説明内容	
説明会以外の周知方法		
自治会の意見に対する申請者の見解		
その他の記載事項		

添付書類

- 1 説明会に配布した書類及び図面
- 2 周辺自治会からの意見書の写し
- 3 自治会の意見に対する申請者の見解を具体的に説明できる書面

様式 5 号

第 号  
年 月 日

〇〇市（町）長 様

兵庫県〇〇県民局長

開発計画書及び周知計画書の送付について

このことについて、下記における、森林法第 10 条の 2 第 1 項に基づく開発許可申請の  
事前手続きとして、標記計画書が提出されました。

ついては、その写しを送付しますので、地域の生活環境の維持のための措置に関し申請  
者を指導願います。

記

- 1 申請者
- 2 開発行為の所在場所
- 3 開発行為の目的
- 4 開発計画書及び周知計画書 ー ー ー 別添

様式6号

第 年 月 日 号

〇〇市（町）長 様

兵庫県〇〇県民局長

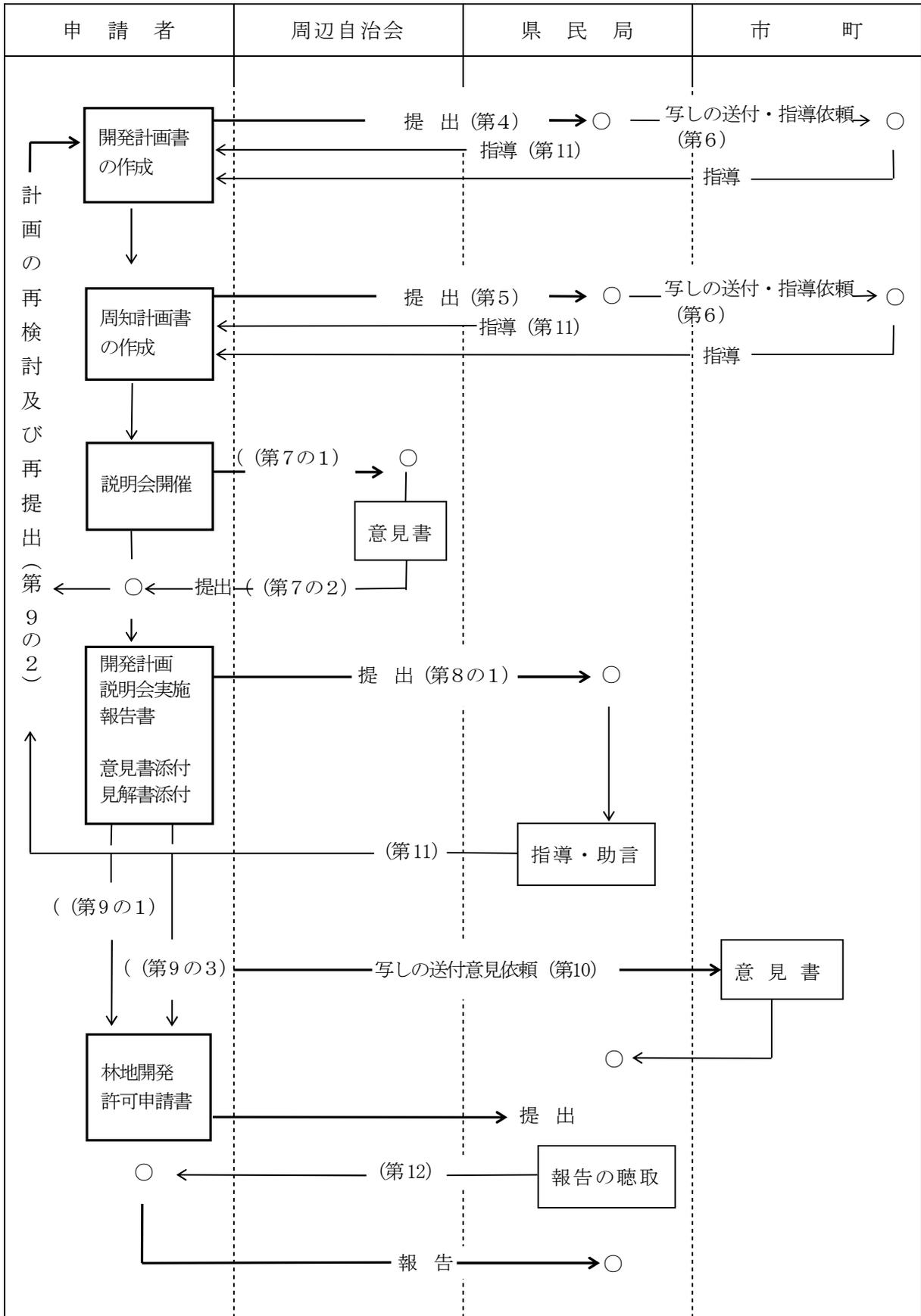
林地開発行為における周辺自治会との合意形成について

このことについて、下記のとおり申請者より開発計画説明会実施報告書の提出がありましたので、地域における森林法の見地からの健全な生活環境の維持を図るために開発計画についてのご意見をお願いします。

記

- 1 申請者
- 2 開発行為の所在場所
- 3 開発行為の目的
- 4 開発計画書及び周知計画書 ー ー ー 別添

林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続に関する要綱のフロー図



## 林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続に関する要領

### (趣旨)

第1 この要領は、林地開発許可に係る周辺自治会との合意形成の手続に関する要綱（以下「要綱」という）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 自治会とは、相当規模の区域をもって、地域生活全般の向上を図ることを目的としてつくられた自治組織をいう。

### (開発計画書及び周知計画書)

第3 申請者は、要綱第4の開発計画書及び第5の周知計画書を提出し、森林法第10条の2第1項に規定する許可の申請の前に要綱による手続きを終了しなければならない。

2 開発計画書には、開発計画及び残置又は造成する森林の維持管理の内容（以下「開発計画等」という。）を平易に記載した書類並びに位置図、現況図、土地利用計画平面図、防災関係図を添付しなければならない。

3 周知計画書には、要綱第2に定義している「周辺自治会」の区域を示した周辺自治会区域図を添付しなければならない。

### (説明会の開催方法等)

第4 申請者は、説明会を関係地域内において開催しなければならない。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所が無い場合にあつては、周辺地域において開催することができる。

2 申請者は、説明会において、周辺自治会に対し開発計画等の内容を平易に記載した書類及び図面を配付し、開発計画を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、要綱第7の2による意見書の提出を求めることを説明しなければならない。

### (意見書)

第5 要綱第7の2の意見書は、森林法第10条の2第2項に基づく許可要件である災害の防止、水害の防止、水の確保（量及び工事に伴う濁り）、環境の保全（森林の確保及び維持管理）に関して提出できるものとする。

### 附則

この要領は、平成8年1月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

## ゴルフ場開発に係る審査指針について

〔平成3年 4月 1日  
農林水産部長から各農林事務所長及び六甲治山事務所長あて〕

ゴルフ場開発に係る森林法の許認可の際の指導方針として別紙の審査方針を設けることとしましたので通知します。

また、ゴルフ場開発に係る大規模開発及び取引事前指導要綱に基づく事前協議・都市計画法及び宅地造成等規制法等においてもこの指針の趣旨を踏まえて指導されることとなったので申し添えます。（※）

### 別紙

#### ゴルフ場開発に係る審査指針（内規）

平成2年6月11日付林野庁長官通達により、ゴルフ場開発に対しては切土量及び盛土量がそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立法メートル以下とすること等、新たな基準が定められたところであるがこの基準を満足させるため高い擁壁により設計する等、好ましくない計画が見受けられることから以下の指針を定める。

#### 〔1〕指針

- 1 切土量及び盛土量は、それぞれ18ホール当たり200万立法メートル以下とすること。  
なお、切土は原則として開発区域外へ搬出しないこと。
- 2 地形及び植生の改変面積は、開発区域の面積に対して50パーセント以下であること。
- 3 開発区域及びその周辺地域における流域は、原則として変更しないこと。
- 4 コース造成によって生じる法面の高さは、おおむね40メートル以下であること。
- 5 コース造成によって生じる法面の勾配は、切土部にあっては35度以下、盛土部にあっては30度以下であること。
- 6 コース造成のための擁壁の高さは原則として5メートル以下とし、かつ、区域外から見通せる範囲については自然石等を用いた修景が施されていること。

#### 〔2〕運用

これらの指針は、新たな林地開発基準（平成2年6月11日付林野庁長官通達）が適用されるものについて適用する。

（※）平成3年4月1日付土企第532号都市住宅部長から関係土木事務所長あて通

## 「太陽光発電施設の設置に係る林地開発許可の取扱いについて」

制定：平成 26 年 1 月 30 日付け豊第 1623 号

改正：令和 5 年 3 月 30 日付け治第 3067 号

1. 当該設備の架台や基礎の形状に関係なく「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和 45 年 6 月 2 日付け 45 林野治第 921 号林野庁長官通知）第 5 の 1 の(4)において例示される「建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築」に該当し、当該施設の設置によって土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為とみなされることから森林法第 10 条の 2 第 1 項に基づく林地開発許可の対象とする。
2. 開発行為の目的については、「開発行為の許可基準等の運用について」（令和 4 年 11 月 15 日付け 4 林整治第 1188 号林野庁長官通知）の別記 5 の第 3 の表における「開発行為の目的」とおり「太陽光発電施設の設置」とする。
3. 開発行為に係る残置森林等の基準については、「開発行為の許可基準等の運用について」（令和 4 年 11 月 15 日付け 4 林整治第 1188 号林野庁長官通知）の別記 5 の第 3 の表を適用し、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ヘクタール以上となる時は、表中の森林率について「おおむね 25 パーセント以上(残置森林率はおおむね 15 パーセント以上)」を「おおむね 60 パーセント以上(残置森林率はおおむね 15 パーセント以上)」と読み替えるものとする。
4. 当該施設設置後の雨水流出量算出根拠となる流出係数については、従前どおり土地利用区分に応じた水平投影面積による加重平均により算出し、発電パネル自体の面積には係数 1.0 を用いて算出するものとする。
5. 盛土部において当該施設の設置に合わせて貯留施設や浸透型施設を併設する場合は、盛土の含水比の上昇及び目詰まり等による浸透機能の著しい低下などにより適切な維持管理ができない恐れがあることから、施設による流出抑制の効果を雨水流出量の算定に含めないこととする。
6. 当該施設区域の排水計画の指導に当たっては、以下の点に注意すること。
  - (1) 施設区域の排水が周囲に影響を及ぼさない計画であり、必要に応じて、造成面傾斜を施設区域の内向きとし、周辺に防災小堤などの対策を設け、緩傾斜地であっても小段を設けて浸食・流出防止の対策などが整備されていること。
  - (2) 地表面に雨水などが滞水しないように、コンクリートその他の耐水・耐久性の材料で作られた排水施設により速やかに排水される計画であること。特に、発電パネルを盛土部に設置する場合は、表面浸食による土砂流出や地下水滞留による盛土材の劣化・崩壊など安定性の低下を引き起こすために、例えばパネル配置状況に応じて排水ブロックを細分化して小断面の排水路を数多く配置するなどの排水計画を求めること。
  - (3) 既存造成地内で新たな造成行為を伴う場合は、既存盛土の安全性が現行基準を満たしていることを確認し、新たな盛土により安全性が不足する場合は対策を講ずること。

### 附則

(適用期日)

平成 26 年 1 月 30 日から適用する。

(適用期日)

平成 30 年 6 月 1 日から適用する。

(適用期日)

令和2年4月1日から適用する。

(適用期日)

令和5年4月1日から適用する。

#### IV 土石採取等遵守基準關係

## 環境の保全と創造に関する条例（抜粋）

制定（平成7年7月18日条例第28号）

改正（平成13年3月28日条例第12号）

（事業者に対する指導又は助言）

**第87条** 知事は、自然環境の保全を図るため、事業者が行う工作物の新築等、土地の形質の変更、土石の採取等について必要な指導又は助言を行うものとする。

（土石採取等遵守基準）

**第108条の2** 知事は、土石の採取等を行う者が遵守すべき基準（以下「土石採取等遵守基準」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、土石の採取等を行う者が、土石採取等遵守基準を遵守しないため、自然環境の保全に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土石の採取等を行う者に対し、土石採取等遵守基準を遵守すべき旨を勧告することができる。
- 3 （略）

（その他の地域における土石の採取等の規制）

**第109条** 自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区又は指定野生動植物種保存地域以外の地域（以下「その他の地域」という。）内において、第90条第4項第3号に掲げる行為（規則で定める規模以上の土地の形質の変更を伴うものに限る。以下「土石の採取等」という。）をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、当該土石の採取等の場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、当該土石の採取等をするることについて、森林法、自然公園法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、自然環境保全法、都市緑地法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）又は風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）の規定に基づき、許可を受け、又は届出をした者については、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る土石の採取等しようとする区域（その周辺の区域を含む。以下「採取区域等」という。）における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、当該理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知するものとする。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出した日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 5 知事は、採取区域等における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 6 非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。

（違反事業者名等の公表）

**第150条**（第1項略）

- 2 知事は、第108条の2第2項の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

※環境条例第108条の2及び第150条第2項の規定は、平成13年の改正により創設された。

## 土石採取等遵守基準

(平成13年3月29日告示第548号の8)

改正(平成16年12月17日告示第1416号)

環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第108条の2第1項の規定による土石採取等遵守基準を次のとおり定め、平成13年10月1日から施行する。

### 1 採取等区域の選定に係る基準

土石の採取等をしようとする区域(以下「採取等区域」という。)の選定に当たっては、次に掲げる区域を採取等区域内に含まないようにすることとし、やむを得ずこれらの区域を採取等区域内に含む場合には、自然景観の保全上支障がないように緑化等の必要な措置を講ずること。

- (1) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条の8第3項に規定する特別保護地区の区域
- (2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域
- (3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)第5条第1項に規定する近郊緑地保全区域
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号に規定する風致地区の区域
- (5) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項に規定する特別緑地保全地区の区域
- (6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第36条第1項に規定する生息地等保護区の区域
- (7) 景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)第8条第1項に規定する景観形成地区及び同条例第15条第1項に規定する風景形成地域の区域
- (8) 環境の保全と創造に関する条例第89条第1項に規定する自然環境保全地域、同条例第95条第1項に規定する環境緑地保全地域、同条例第100条第1項に規定する自然海浜保全地区及び同条例第104条第1項に規定する指定野生動植物種保存地域の区域
- (9) 主要交通路(高速自動車国道、一般国道、県道(道路法(昭和27年法律第180号)第56条の規定により指定された主要な県道又は道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第7条の2第2項に規定する阪神高速道路に限る。)、市道(道路法第56条の規定により指定された主要な市道又は道路整備特別措置法第7条の2第2項に規定する阪神高速道路に限る。)、鉄道、軌道又は普通索道をいう。以下同じ。)から展望できる区域で主要交通路の路端から500メートル以内の区域
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、特に自然景観を保全するために必要があるものとして知事が指定する区域

### 2 緑化の目標及び緑化計画に係る基準

採取等区域の緑化は、周辺の自然景観との調和を図りつつ、早期の植生の回復を達成することを目標とし、これを着実に実施するための緑化計画を策定すること。

### 3 緑化に使用する植物の選定に係る基準

- (1) 樹木による緑化を行う場合は、できる限り郷土種を用いることとし、やむを得ず郷土種を用いない場合には、周辺の植生への影響、周辺の自然景観との調和等を考慮して適切な樹種を選定すること。
- (2) 草本類による緑化を行う場合は、できる限り郷土種を混合したものを用いることとし、やむを得ず郷土種を混合しないものを用いる場合には、周辺の植生への影響、周辺の自然景観との調和等を考慮して適切な種類の植物を選定すること。

- (3) 単一の植物による緑化ではなく、周辺の植生との調和を考慮して複数の植物による緑化を行い、自然景観の向上を図ること。
- (4) 採取等区域内に樹種、樹齡等からみて移植して保存すべき樹木がある場合には、できる限り当該樹木を移植するように努めること。

#### 4 造成工に係る基準

- (1) 法面のこう配並びに小段の幅及び高さの基準は、別表のとおりとすること。
- (2) 法面のこう配並びに小段の幅及び高さが別表に定める基準の範囲内にある場合でも、樹木の植栽、生育等が困難なときは、その事情を考慮して定めるように努めること。

#### 5 基礎工に係る基準

- (1) 小段及び法面について講ずべき措置は、別表のとおりとすること。
- (2) 客土を行う場合には、できる限り有機物や種子を含む採取等区域内の土地の表土を用いて行うように努めること。

#### 6 植生工に係る基準

- (1) 小段及び法面について講ずべき措置は、別表のとおりとすること。
- (2) 緑化の対象となる土地の地形、地質等を考慮し、適切な工法を採用すること。
- (3) 植栽を行うに当たっては、周辺の自然景観との調和に配慮して樹木の配置を定めること。
- (4) 植栽は、樹種に応じた適切な時期に行うこと。

#### 7 土石の採取等を行っている間の暫定的な措置に係る基準

- (1) 土石の採取等によって生ずる法面のうち少なくともその2分の1に相当する部分については、適宜の方法により暫定的に緑化し、又は裸地の遮へいを行うこと。
- (2) 暫定的な措置の内容は、当該措置を行う期間を考慮して決定すること。
- (3) 暫定的な緑化は、種子吹付工によって行うことを原則とすること。

#### 8 植栽樹木等の管理の方法に係る基準

- (1) 植栽した樹木等が健全に生育するように努めること。
- (2) 植栽した樹木等の生育状況を観察し、立ち枯れ、病害虫による被害等を発見したときは、樹木等が健全に生育するよう適切な措置を講ずるように努めること。
- (3) 植栽した樹木等の管理は、生育が安定するまで行うように努めること。

#### 9 既着手行為に対する基準の特例

- (1) 本基準の施行の際既に着手していた土石の採取等（以下「既着手行為」という。）については、1の基準は適用しない。
- (2) 既着手行為については、採取等区域の現況の地形、実施中の土石の採取等の工法等からみて4から7までの基準に適合した措置を実施することが困難であることについてやむを得ない理由があると知事が認めるときは、これらの基準を緩和することができる。

別表

地盤の土質	項目		対象区域			
			第1種区域	第2種区域	第3種区域	
岩石	造成工	法面のこう配	50度以下	60度以下	60度以下	
		小段の幅	3メートル以上	3メートル以上	2メートル以上	
		小段の高さ	5メートル以下	7.5メートル以下	10メートル以下	
	緑化工	基礎工	小段に係る措置	客土（厚さ0.9メートル以上）	客土（厚さ0.9メートル以上）	客土（厚さ0.5メートル以上）
			法面に係る措置	金網張工	ネット張工	—
		植生工	小段に係る措置	大苗木（高さ3メートル以上）の植栽	高木性の苗木の植栽	高木性の苗木の植栽
			法面に係る措置	厚層基材吹付工	種子吹付工	種子吹付工
土砂	造成工	法面のこう配	45度以下	45度以下	45度以下	
		小段の幅	2メートル以上	1.5メートル以上	1.5メートル以上	
		小段の高さ	5メートル以下	7.5メートル以下	10メートル以下	
	緑化工	基礎工	小段に係る措置	土壌改良（厚さ0.5メートル以上）	—	—
			法面に係る措置	—	—	—
		植生工	小段に係る措置	大苗木（高さ3メートル以上）の植栽	高木性の苗木の植栽	高木性の苗木の植栽
			法面に係る措置	種子吹付工	種子吹付工	種子吹付工

備考

- 1 この表において「地盤の土質」とは、土石の採取等によって生ずることとなる法面又は小段における地盤の土質をいう。
- 2 この表において「岩石」とは、硬岩又は軟岩（風化の著しいものを除く。）をいい、この表において「土砂」とは、岩石以外のものをいう。
- 3 この表において「第1種区域」とは、「1 採取等区域の選定に係る基準」の(1)から(10)までに掲げる区域をいう。
- 4 この表において「第2種区域」とは、次の区域をいう。
  - (1) 主要交通路から展望できる区域で主要交通路の路端から2キロメートル以内の区域（第1種区域を除く。）
  - (2) (1)に掲げるもののほか、自然景観の保全について(1)に掲げる区域と同等の配慮をすべき区域として知事が指定する区域
- 5 この表において「第3種区域」とは、第1種区域及び第2種区域以外の区域をいう。
- 6 この表において「高木」とは、成木に達したときの樹高がおおむね3メートル以上の樹木をいう。

## V 森林法の開発許可申請手数料関係

## 開発許可申請手数料について

### ・ 地方自治法

#### (手数料)

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

#### (分担金等に関する規制及び罰則)

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

(以下省略)

### ・ 使用料及び手数料徴収条例

#### 第 2 条 (省略)

2 県は、地方自治法第 227 条の規定により、特定の者のためにする事務につき、別表第 2 から別表第 4 までに定める手数料を徴収する。

開発許可にかかる手数料は、地方自治法に基づき許可事務を行う地方公共団体が定めることになっており、使用料及び手数料徴収条例（以下「条例」という。）により定めている。

## 1 開発許可の手数料根拠

兵庫県における森林法における開発許可の手数料根拠は以下のとおりである。

番号	開 発 行 為	条 例	別 表
1	森林法第 10 条の 2 第 1 項の許可	第 2 条第 2 項	第 4 28 の 2 (1)
2	森林法第 10 条の 2 第 1 項の変更許可	第 2 条第 2 項	第 4 28 の 2 (2)

## 2 開発許可の手数料

兵庫県における森林法における開発許可の手数料は以下のとおりである。

番号	内 容 等	係る森林の面積等	手数料額
1	開発行為	0.5ha 超え 1.0ha未満	260,000円
		1.0ha 以上 3.0ha未満	390,000円
		3.0ha 以上 6.0ha未満	510,000円
		6.0ha 以上 10.0ha未満	660,000円
		10.0ha 以上	870,000円
2	ア 開発行為に係る森林への新たな森林の編入による変更	0.1ha 未満	86,000円
		0.1ha 以上 0.3ha未満	130,000円
		0.3ha 以上 0.6ha未満	190,000円
		0.6ha 以上 1.0ha未満	260,000円
		1.0ha 以上 3.0ha未満	390,000円
		3.0ha 以上 6.0ha未満	510,000円
		6.0ha 以上 10.0ha未満	660,000円
		10.0ha 以上	870,000円
		イ 上記以外の変更	開発行為に係る森林の面積（面積の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の開発行為に係る森林の面積）に応じ、アに規定する額の10分の1
	※ アにおいて、係る森林への新たな森林の編入以外の変更が含まれる場合における変更許可申請手数料額は、新たな森林を編入する前の面積に応じたイに掲げる額に相当する額を加算した手数料額とする。（アとイとの組合せで手数料額を決定） ただし、870,000円を限度額とする。		

## 使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年 3 月 28 日条例第 12 号）

省略

## 使用料及び手数料徴収条例（平成 21 年 3 月 23 日条例第 8 号）

使用料及び手数料徴収条例をここに公布する。

使用料及び手数料徴収条例

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条の規定に基づき、使用料及び手数料の徴収に関して必要な事項を定めるものとする。

2 使用料及び手数料の徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（使用料及び手数料の徴収）

**第2条** 県は、地方自治法第 225 条の規定により、同法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき、別表第 1 又は別表第 2 に定める使用料を徴収する。

2 県は、地方自治法第 227 条の規定により、特定の者のためにする事務につき、別表第 2 から別表第 4 までに定める手数料を徴収する。

3 別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料及び手数料で金額の範囲を定めたものは、知事その他の執行機関並びに公営企業及び病院事業の管理者（以下「知事等」という。）がその金額を定める。

4 別表第 3 及び別表第 4 に定める手数料のうち、別表第 5 の右欄に掲げる指定試験機関等が行う同表の中欄に掲げる事務に係る同表の左欄に掲げる手数料は、当該指定試験機関等に納めなければならない。

5 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。

（使用料及び手数料の免除）

**第3条** 知事等は、貧困その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料及び手数料の不還付）

**第4条** 既に納めた使用料及び手数料は、還付しない。ただし、知事等が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（物件の不還付）

**第5条** 試験又は検査のために提出した物件は、還付しない。ただし、知事等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（補則）

**第6条** この条例の施行に関して必要な事項は、知事等の規則（告示その他の規定を含む。）で定める。

（罰則）

**第7条** 詐欺その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

2 使用料及び手数料の徴収についての職務の執行を妨げた者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

省略

別表第4(第2条関係)

28の2 森林法に関する手数料

名 称	事務の区分		金 額	
(1) 林地開発行為許可申請手数料	森林法(昭和26年法律第249号。以下この部において「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為に係る森林の面積が0.5ヘクタールを超え1ヘクタール未満の場合	260,000円	
		開発行為に係る森林の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	390,000円	
		開発行為に係る森林の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	510,000円	
		開発行為に係る森林の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円	
		開発行為に係る森林の面積が10ヘクタール以上の場合	870,000円	
(2) 林地開発行為変更許可申請手数料	法第10条の2第1項の規定に基づく開発行為の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	ア 開発行為に係る森林への新たな森林の編入	編入される森林の面積が0.1ヘクタール未満の場合	86,000円
		編入される森林の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	130,000円	
		編入される森林の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	190,000円	
		編入される森林の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	260,000円	
		編入される森林の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	390,000円	
		編入される森林の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	510,000円	
		編入される森林の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円	
		編入される森林の面積が10ヘクタール以上の場合	870,000円	
		イ 上記以外の変更	開発行為に係る森林の面積(面積の縮小を伴う場合にあつては、縮小後の開発行為に係る森林の面積)に応じ、アの金額に10分の1を乗じて得た額	

備考 (2)の款アにおいて、開発行為に係る森林への新たな森林の編入以外の変更が含まれる場合における林地開発行為変更許可申請手数料の金額は、新たな森林を編入する前の面積に応じた同款イに掲げる額に相当する額を加算した金額とする。ただし、手数料の金額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。